資　料

（法人税関係）

目　　次

１．令和６年度税制改正の概要

・　大綱の概要　・・・

５．その他

- 法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し　・・　・・・・・・・・・・・・　Ｐ36
- 適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し　・・・・・・・・・・・・　Ｐ39
- 公益信託制度改革に伴う税制上の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ41
- 買戻条件付種類株式の課税上の取扱いの明確化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ43
- 消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ44

６．その他租税特別措置

- 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ45
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ46
- 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ47
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し　・・・・・・　Ｐ48
- 租税特別措置の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ49

１．令和６年度税制改正の概要

令和６年度税制改正の大綱の概要

（令和５年 12 月 22 日 閣議決定）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについてⅡのとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についてⅢのとおり決定する。

Ⅰ　令和６年度税制改正

個人所得課税

○ 所得税・個人住民税の定額減税

・令和６年分の所得税・令和６年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき、所得税３万円・個人住民税１万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

○ ストックオプションの利便性向上

・スタートアップが付与したストックオプションの場合に、年間の権利行使価額の限度額を最大で 3,600 万円に引き上げる。

○ 住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応）

・住宅ローン控除について、令和６年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円、ＺＥＨ水準省エネ住宅は 4,500 万円、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。

○ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

・これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：５割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：３割）とする。

資産課税

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和６年度から令和８年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○ 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限を２年延長する。

法人課税

○ 賃上げ促進税制の強化

・従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置（賃上げ４％以上に対して５％、５％以上に対して10%、７％以上に対して 15%、プラチナくるみんやプラチナえるぼしの認定を受けている場合に５％等）等の見直しを行った上、その適用期限を３年延長する。

・従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人について、３％以上の賃上げを行ったときは、その10%の税額控除ができる中堅企業向けの措置を加える。この場合において、４％以上の賃上げを行ったときは15%、教育訓練費の増加割合が10%以上等であるときは５％、プラチナくるみんやえるぼし（３段階目）以上の認定を受けているときは５％を税額控除率に加算する。

・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が５％以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし（２段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率に５％を加算する措置を加え、５年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を３年延長する。

・法人事業税付加価値割における雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置について、法人税の賃上げ促進税制の見直しに合わせ、適用要件等の見直しを行った上、その適用期限を３年延長する。

○ 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

・中小企業事業再編投資損失準備金制度について、複数回のＭ＆Ａを実施する場合において、その株式等の取得価額に 90％又は 100％を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。

○ 戦略分野国内生産促進税制の創設

・産業競争力強化法（改正を前提）の認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をしたときは、その認定の日以後 10 年以内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額の税額控除ができることとする。

○ イノベーションボックス税制の創設

・国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、ＡＩ関連のプログラムの著作権）から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大 30％の金額について、その事業年度において損金算入できることとする。

○ 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外

・譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法または時価法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

○ 交際費から除外される飲食費に係る見直し

・交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を１人当たり 5,000 円以下から１万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を３年延長する。

○ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

・外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金１億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
・資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100％子法人等のうち、資本金が１億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

消費課税

○ プラットフォーム課税の導入

・国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高が 50 億円超のプラットフォーム事業者を対象に、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入する。

・あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

○ 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

・外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和７年度税制改正において結論を得る。

○ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

・着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。また、延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

国際課税

○ グローバル・ミニマム課税への対応

・令和５年度税制改正で法制化した所得合算ルール（ＩＩＲ：Income Inclusion Rule）について、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）によるガイダンスや国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直しを行う。

○ 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

・ＯＥＣＤにおいて策定された暗号資産等報告枠組み（ＣＡＲＦ：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

納税環境整備

○ ＧビズＩＤとの連携による e-Tax の利便性の向上

・法人が、ＧビズＩＤ（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて e-Tax により申請等を行う場合には、その申請等を行う際の電子署名等を要しないこととする。

○ 更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

・隠蔽・仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加算税の適用対象に加える。

○ 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

・偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等（株式会社の発行済株式の 50％超を有し、偽りその他不正の行為をした者等に限る。）は、株式会社等から徴収不足となるときに限り、株式会社等から移転した一定の財産の価額を限度として、その国税の第二次納税義務を負うこととする。

○ 地方公金に係る eLTAX 経由での納付

・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和５年度末に適用期限の到来する暫定税率（411 品目）の適用期限を１年延長する等の措置を講ずる。

○ 輸入手続の利便性向上

・特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることとする。

Ⅰ　扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16 歳から 18 歳までの扶養控除について、15 歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税 38 万円、地方税 33 万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税 25 万円、地方税 12 万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和７年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和６年 10 月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額 500 万円以下を 1,000 万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の 35 万円を 38 万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の 30 万円を 33 万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

Ⅰ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和５年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこととの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、３円／１本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和５年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和６年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

２．構造的な賃上げの実現

賃上げ促進税制の強化

令和６年度税制改正大綱（抜粋）

令和５年１２月１４日
自由民主党
公明党

１．構造的な賃上げの実現

（２）賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

具体的には、従来の大企業のうち、物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者の給与等支給額の３％以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の４％に加え、５％、さらには７％の賃上げを促していく。

また、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

一方で、中小企業においては、未だその６割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の７割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。こうした観点から、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を５年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

これらの措置に加え、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする。具体的には、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、令和４年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする。併せて、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。これにより、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30％から見直し後は35％に、中小企業については、現行の40％から見直し後は45％に引き上がることとなる。その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となる。

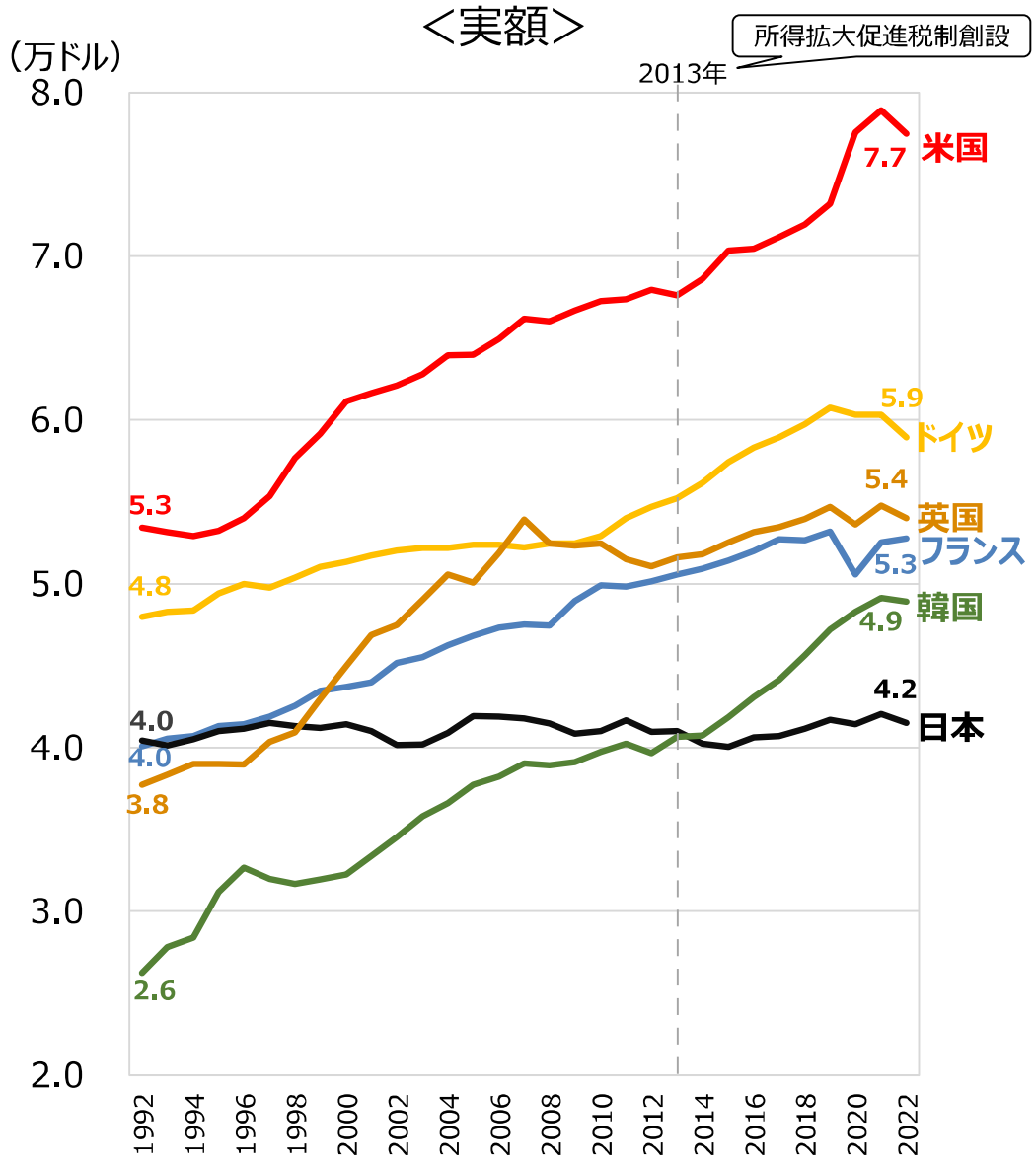
中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素となる。こうした観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大することとする。また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

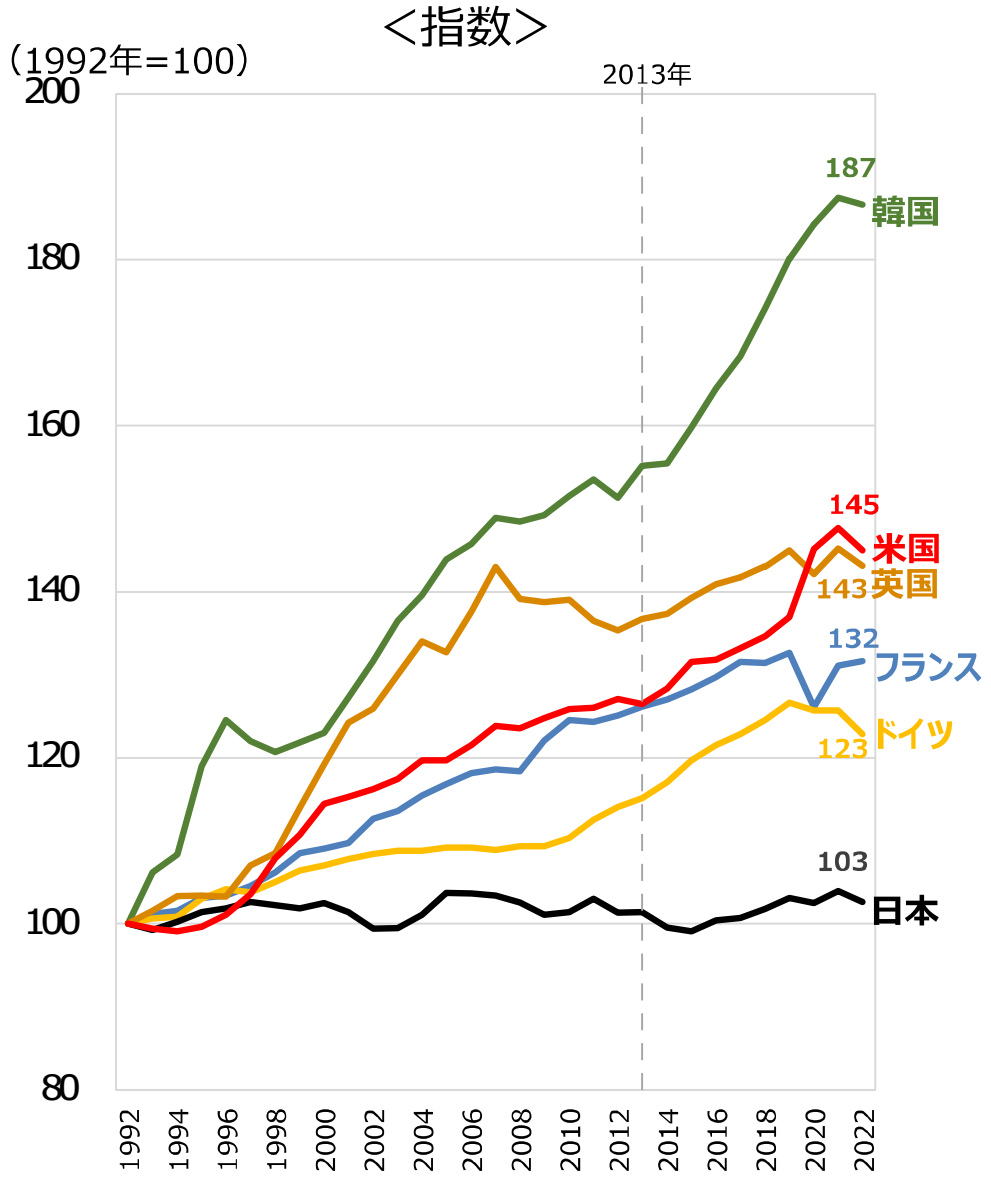
また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対し、その活用を促す等の観点から、特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化する。

構造的・持続的な賃上げの動きを拡げていくことは、日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことのできない要素である。企業が支払う賃金は、賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大35～45％を税額控除する本税制は、税制としては異例のものである。賃上げを思い切って後押しするためにこうした異例の措置を講じている中、企業に対しては、新たに強化された賃上げ促進税制を活用し、賞与や一時金だけではなく、ベースアップによって、強力に賃上げを実現することを期待したい。

平均賃金の国際比較

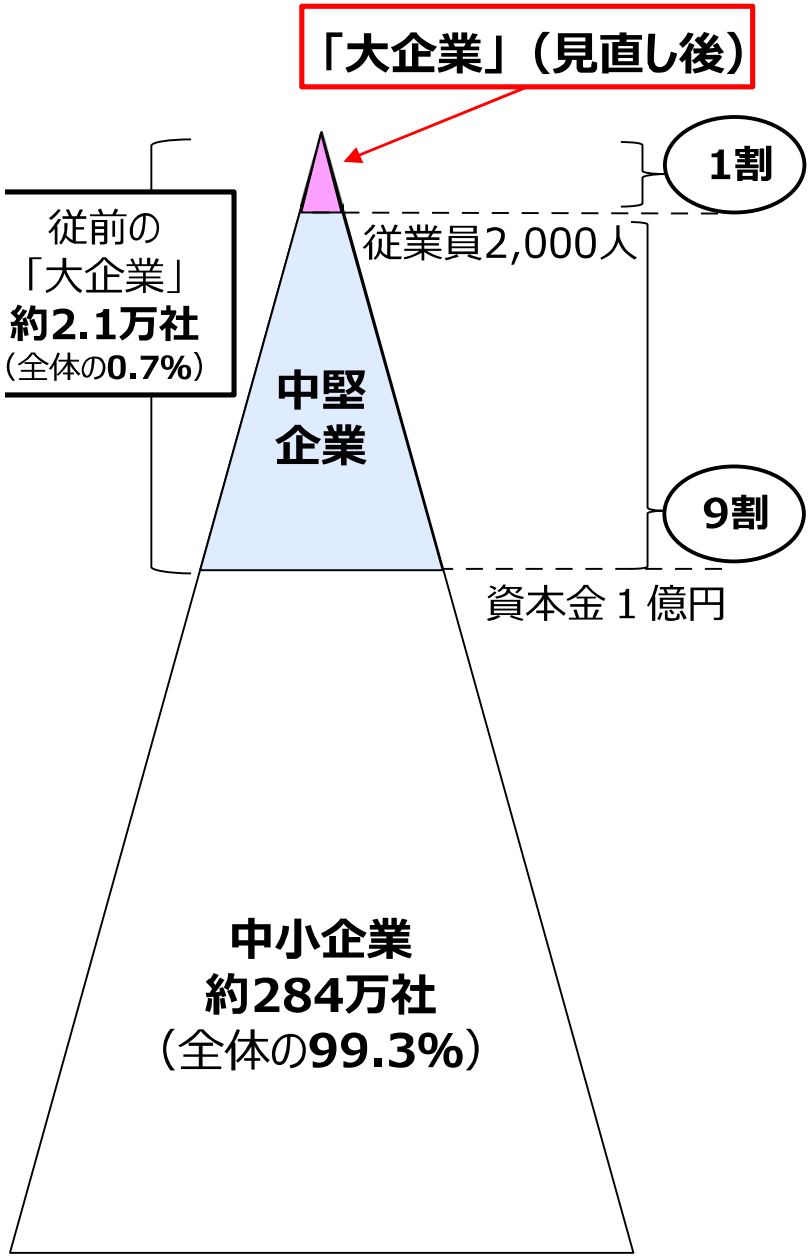
○　賃金水準は30年間横ばい状態。伸び率は他の先進国に比して低迷している。





（注）購買力平価実績ベース。
（出典）OECD database

賃上げ促進税制（見直しの基本的考え方）



従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

大企業（見直し後）

- 物価上昇に負けない賃上げの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、**３%の賃上げ率の要件は維持**しつつ、**段階的に７%まで**の、さらに高い賃上げ率の要件を創設。

中堅企業

- 「中堅企業」の**新たな枠を創設**し、地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

中小企業

- **賃上げ率の要件**（1.5%、2.5%）及び**控除率**は**維持**。
- 賃上げの裾野を一層広げるため、**赤字の中小企業**にも賃上げインセンティブとなるよう、**繰越控除制度**を創設。

人への投資

- **教育訓練費**を増やす企業への上乗せ措置の**要件を緩和**するとともに、**子育てとの両立支援**や**女性活躍支援**に積極的な企業への上乗せ措置を創設。

大・中堅企業向け賃上げ促進税制

○　物価上昇に負けない賃上げへの牽引役であり、より高い賃上げへのインセンティブを強化するため、３％の賃上げ率の要件は維持しつつ、段階的に７％までのさらに高い賃上げの要件を創設。
○　さらに「中堅企業」の新たな枠を創設。地域の良質な雇用を支える中堅企業にも、賃上げをしやすい環境を整備。

＜改正前＞

【大企業向け】

控除率 最大**30**%

教育訓練費の額　＋20%【控除率:＋５％】

継続雇用者給与等支給増加割合
４％以上【控除率：＋10%】

継続雇用者給与等支給増加割合
３％以上【控除率：15%】

適用期限：令和９年３月31日
（３年延長）

＜改正後＞

【大企業向け】

新設

女性活躍・子育て支援※4【控除率:＋５％】

教育訓練費の額※3　＋10%　【控除率:＋５％】

控除率 最大**35**%

７％以上【控除率：＋15%】

５％以上【控除率：＋10%】

４％以上【控除率：＋5%】

継続雇用者給与等支給増加割合
３％以上【控除率：10%】

常時使用する従業員の数が**2,000人以下**の法人（※）（中堅企業）を特定法人と定義。**新たな類型を創設（適用期限：令和９年３月31日）**
※　発行済株式の50%を超える数の株式を直接・間接に有する（支配関係がある）他の法人との合計で常時使用する従業員の数が10,000人を超える法人は対象外

新設

【中堅企業向け】

控除率 最大**35**%

女性活躍・子育て支援※5【控除率:＋５％】

教育訓練費※3　＋10%【控除率:＋５％】

継続雇用者給与等支給増加割合
４％以上【控除率：＋15%】

継続雇用者給与等支給増加割合
３％以上【控除率：10%】

※1　控除上限：当期の法人税額の20%
※2　次の場合には「マルチステークホルダー方針」をＨＰで公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用可能
・　資本金10億円以上、かつ、常時使用する従業員１,000人以上である場合
・　常時使用する従業員2,000人超である場合（追加）
※3　教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限り適用可能（追加）
※4　事業年度終了の時においてプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定を受けている場合
※5　事業年度終了の時においてプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定を受けている場合
※期にさかのぼって２段階目の認定を受けた場合

中小企業向け賃上げ促進税制

○　わが国の雇用の７割は中小企業が担っており、構造的・持続的な賃上げを果たしていくために、中小企業の賃上げ促進は極めて重要な課題。
○　改正前の1.5%、2.5%という賃上げ要件及び控除率は維持しつつ、未だ中小企業の６割を占める赤字法人への賃上げのインセンティブとなるよう繰越控除措置を創設。

＜改正前＞

控除率
最大**40**%

教育訓練費の額　＋10%【控除率:+10%】

雇用者給与等支給増加割合
2.5%以上【控除率：+15%】

雇用者給与等支給増加割合
1.5%以上【控除率：15%】

適用期限：令和９年３月31日
（３年延長）

＜改正後＞

控除率
最大**45**%

女性活躍・子育て支援※4　【控除率:＋５%】

教育訓練費の額※3　＋５%【控除率:+10%】

雇用者給与等支給増加割合
2.5%以上【控除率：+15%】

雇用者給与等支給増加割合
1.5%以上【控除率：15%】

＋

中小企業の繰越控除制度新設：５年間
（繰越控除する年度は雇用者給与等支給額の対前年度増が要件）

※1　控除上限：当期の法人税額の20%
※2　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等のみ適用可能
※3　教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限り適用可能（追加）
※4　事業年度終了の時においてプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定を受けている場合
　　当期にくるみん認定orえるぼし２・３段階目の認定を受けた場合

女性活躍・子育て支援

○　子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組を後押しする観点から、こうした取組に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設。下記のとおり、一定の認定を受けている場合に、税額控除率に＋５％

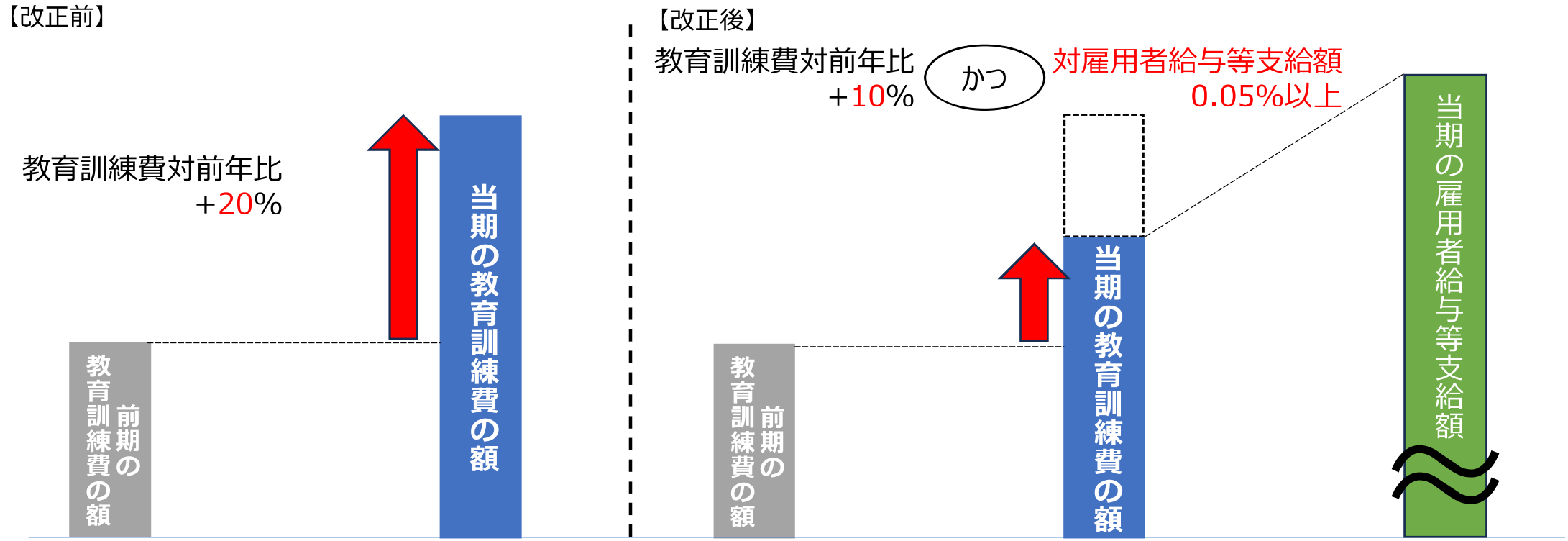
	 トライくるみん トライくるみんプラス	 くるみん くるみんプラス	 プラチナくるみん プラチナくるみんプラス	 えるぼし （１段階目）	 えるぼし （２段階目）	 えるぼし （３段階目）	 プラチナえるぼし
中小企業向け	✕	○	○	✕	○	○	○
中堅企業向け	✕	✕	○	✕	✕	○	○
大企業向け	✕	✕	○	✕	✕	✕	○
認定基準	男性育休取得率 ７％以上 女性育休取得率 75%以上	男性育休取得率※ 10%以上 女性育休取得率 75%以上	男性育休取得率 30%以上 女性育休取得率 75%以上 出産した女性労働者のうち、子1歳時点在職者割合 90%以上 出産した女性及び出産予定だった退職した女性労働者のうち子1歳時点在職割合70%以上	1.採用 男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上 2.継続就業 女性の平均勤続年数が男性の７割以上等 3.労働時間等の働き方 平均残業45h/月未満等 4.管理職比率 女性の管理職比率が産業平均以上 5.多様なキャリアコース 女性の平正社員への転換等 上記の５つの基準のうち １～２つを充足　1段階目 ３～４つを充足　2段階目 ５つ全てを充足　3段階目 ５つ全てを充足（通常より厳しい基準：女性の平均勤続年数が男性の８割以上、女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上等）かつ行動計画の目標の達成の場合　プラチナ			

※　令和４年３月31日以前の改正前の基準によるくるみん認定は上乗せ措置の対象外。ただし、令和４年３月31日以前の改正前のくるみん認定基準を前提に取り組んでおり、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出に当たって、令和４年４月１日から当初の計画期間の終期までを計画期間とみなして算出し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた場合は上乗せ措置の対象。

教育訓練費要件の見直し

○　人材投資へのインセンティブを付与するため、教育訓練費の額を増加させた場合の上乗せ措置について
- 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であることとしつつ
- これまでの対前年比20%増の要件を緩和し10%増とする（中小企業向け措置についても対前年比10%増から５%増へと緩和する）

（税額控除率の上乗せについては改正前と同様+５%（中小企業向け措置の場合は、+10%））。



○参考　対象となる教育訓練費

■ 法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用
- ・講師又は指導者に対して支払う報酬、料金、謝金等、旅費
- ・専門的知識を有する者に支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費等
- ・施設、設備、コンテンツの使用料、利用料、賃借料等

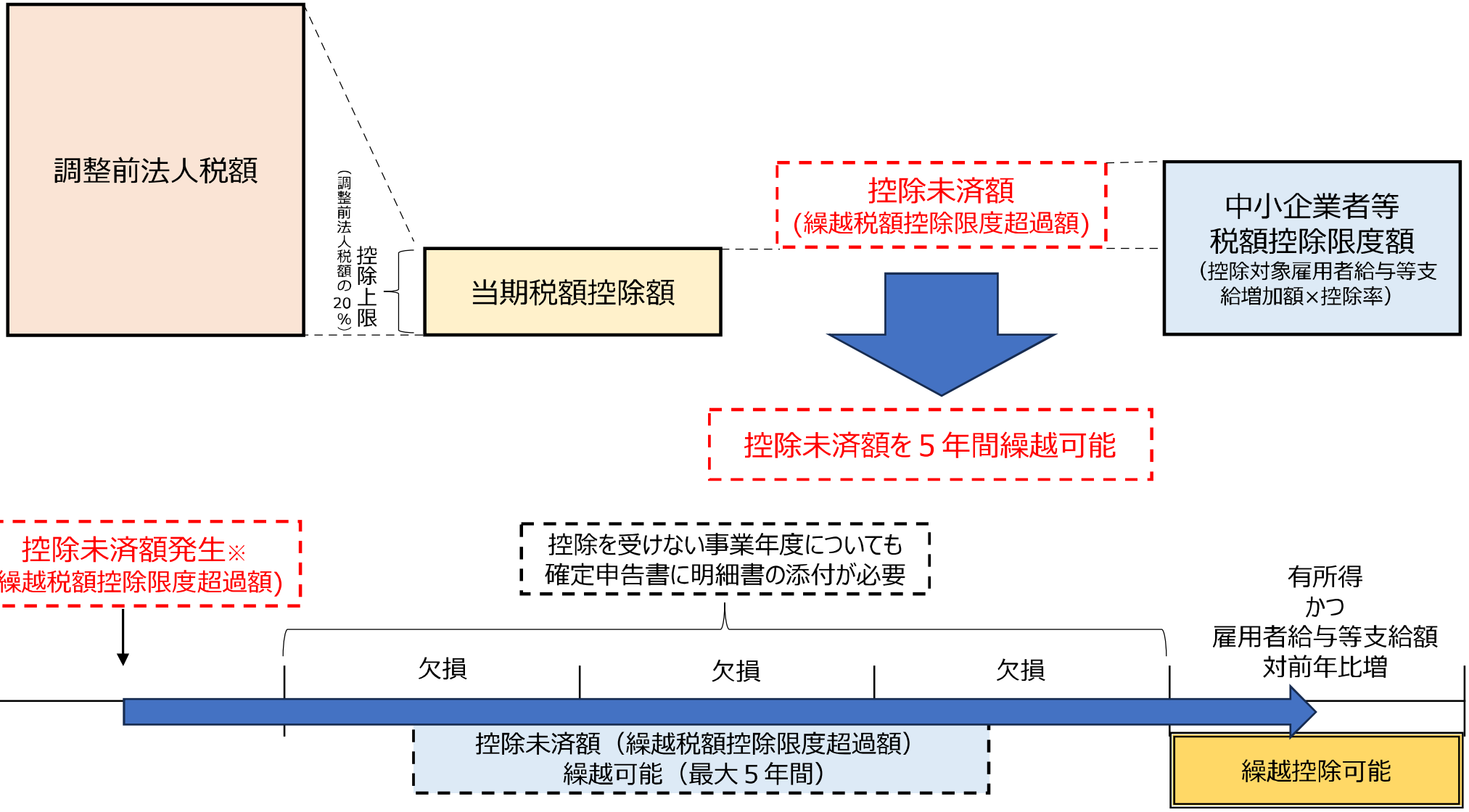
■ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用
- ・他の者に対して支払う対価

■ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用
- ・他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の対価

（注１）「教育訓練等」とは、教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをい
（注２）教育訓練費の明細書の保存が必要

繰越控除制度の創設

○　中小企業については、我が国の雇用の７割を担っている一方で、未だにその６割が赤字法人となっている。
そのため、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たすため、賃上げの裾野を一層広げる観点から従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、新たに繰越控除制度を創設。



※　令和６年4月１日以後開始する事業年度において発生した繰越税額控除限度超過額

合　　計	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言
（マルチステークホルダー方針の公表）

○　マルチステークホルダー方針の公表とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいう。

○　具体的には、

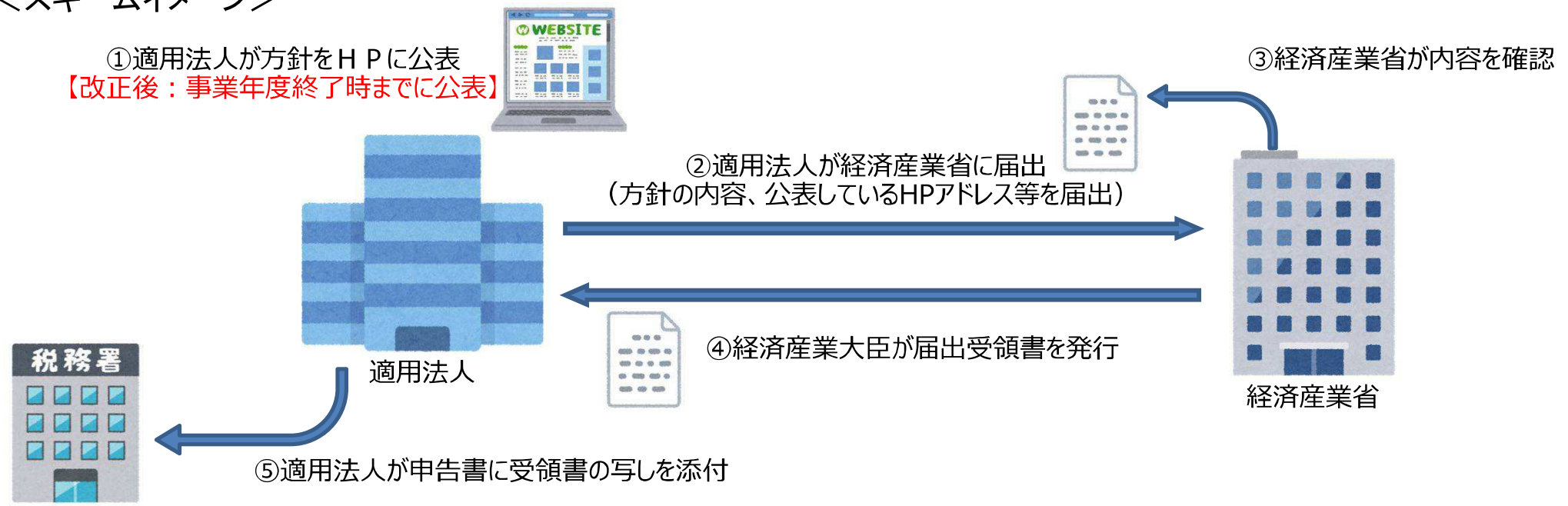
⑴　従業員への還元（「給与等の支給額の引上げの方針」、教育訓練等の実施の方針）

⑵　取引先（消費税の**免税事業者**を含む）への配慮（「取引先との適切な関係の構築の方針」）

※インボイス制度導入を踏まえて記載事項を明確化

等をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出る。

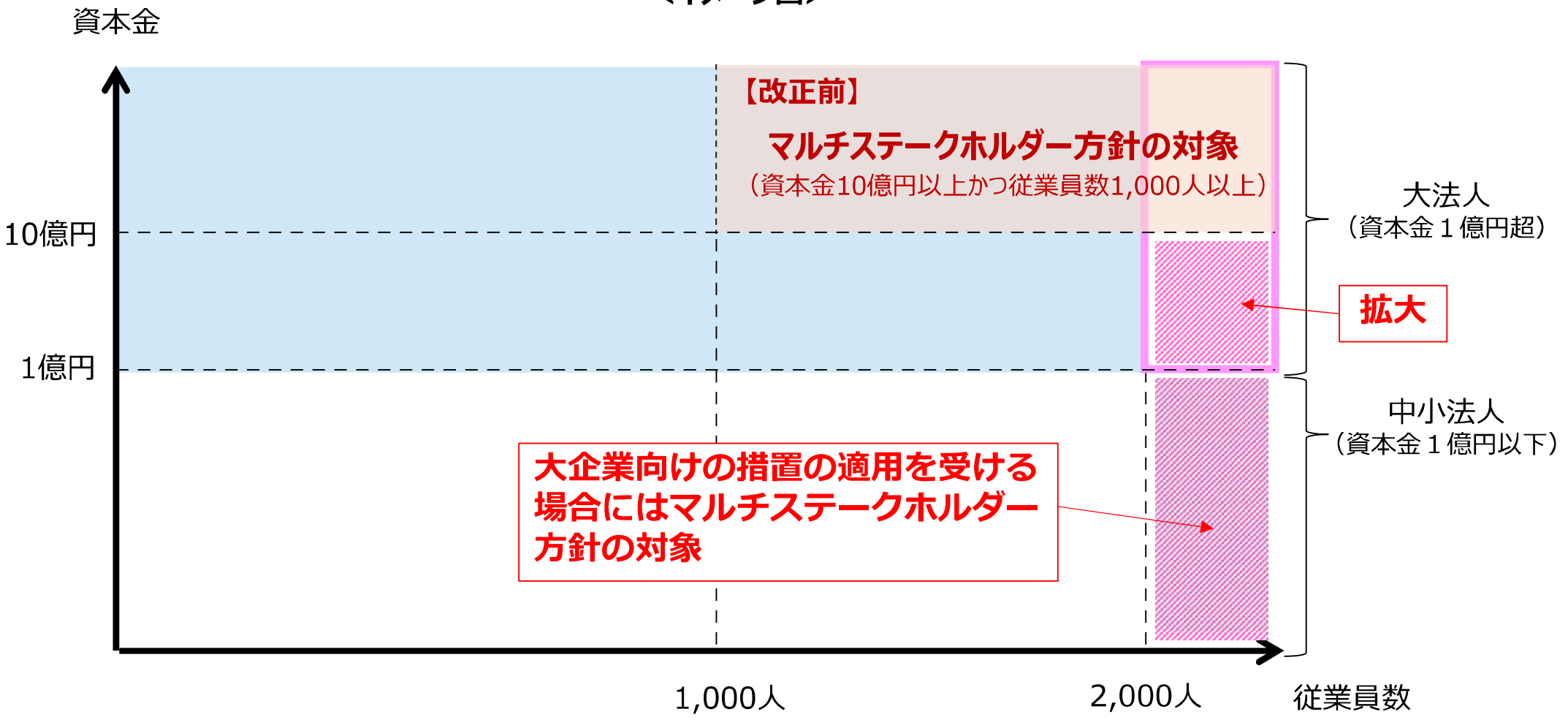
＜スキームイメージ＞



マルチステークホルダー方針（対象範囲の拡大等）

- **適切な価格転嫁の重要性**も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、**マルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大**。
- **従業員数が2,000人超の場合は資本金にかかわらず全法人マルチステークホルダー方針を要件**とする。

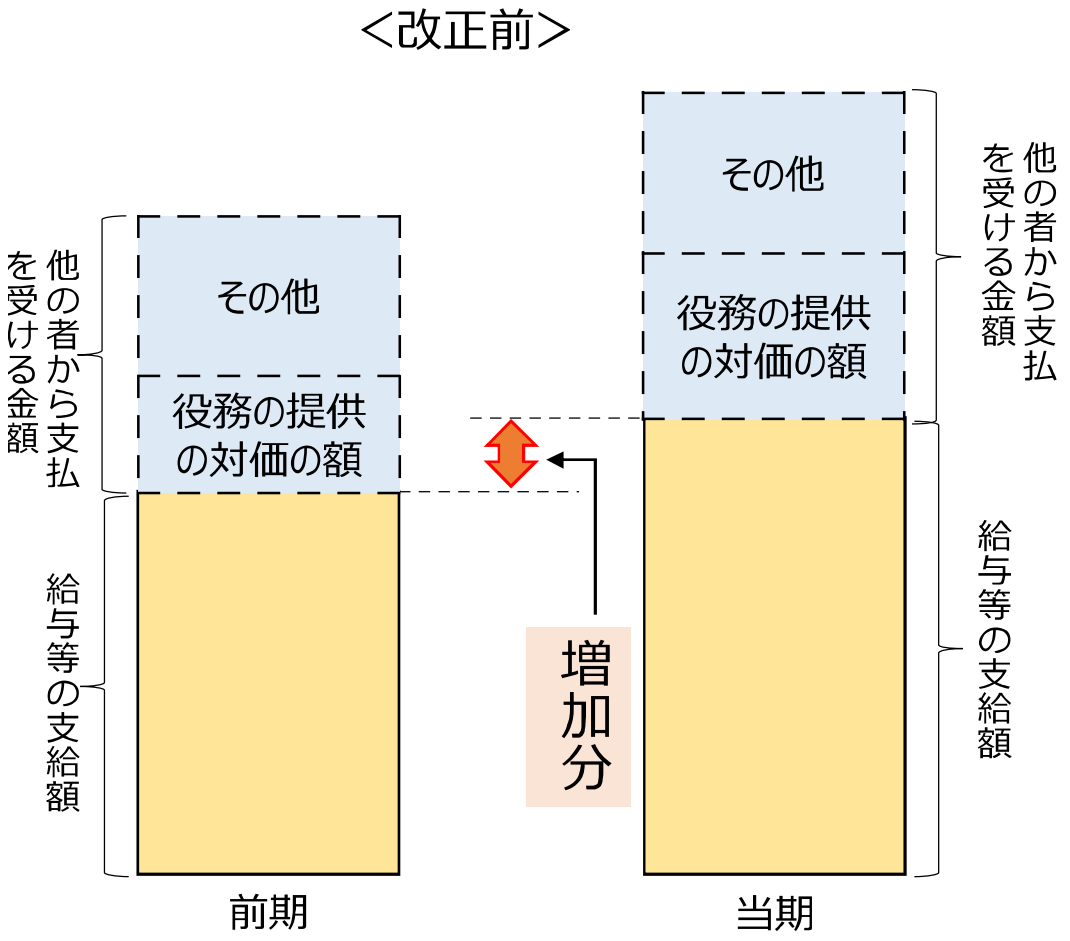
<イメージ図>

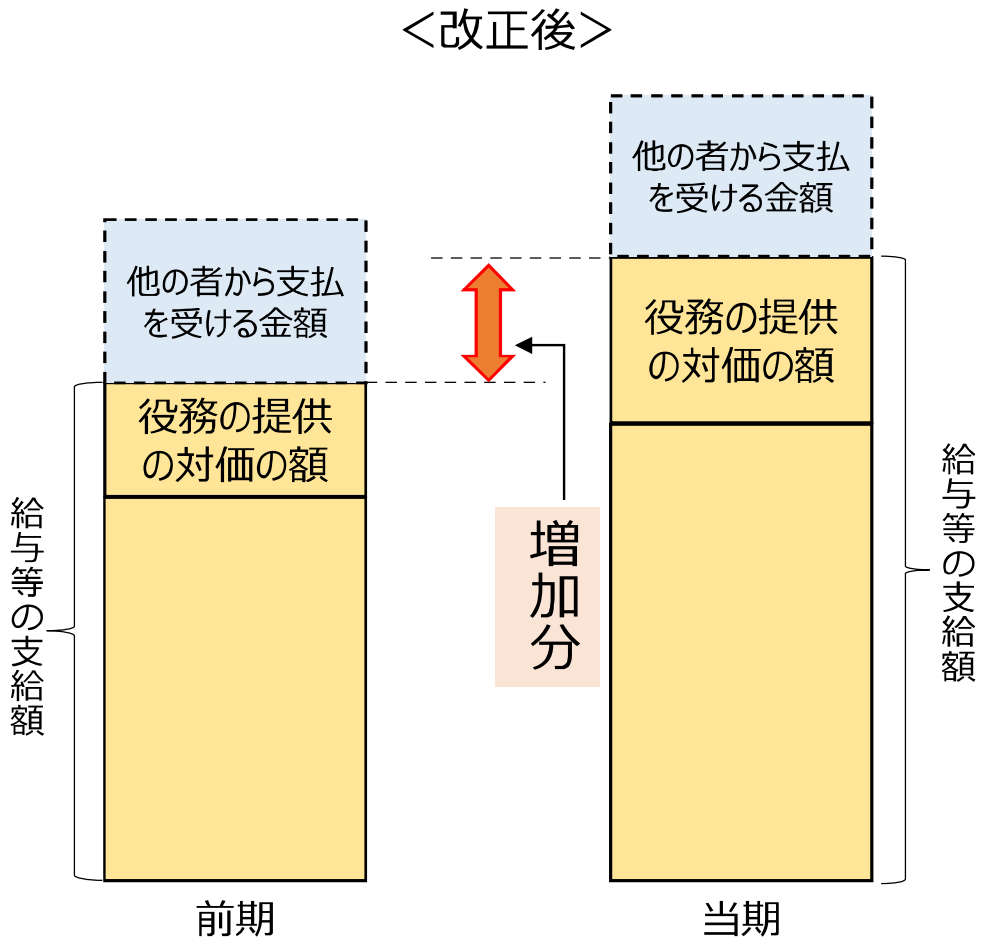


給与等の支給額の範囲の見直し

○　賃上げ促進税制の適用可否の判定及び税額控除額の算定の基礎となる「給与等の支給額」からは、給与等の支給に充てるため他の者から支払を受ける金額を除くこととしている。

○　改正後では、役務の提供の対価として支払を受ける金額について、「他の者から支払を受ける金額」から除く（すなわち、給与等の支給額から控除しない）こととする。



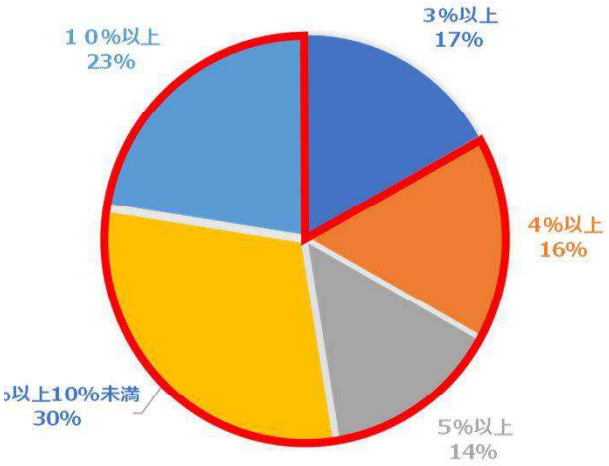


賃上げ促進税制の適用企業の実態把握

- ＥＢＰＭの観点から、法人税の電子申告データに基づき、適用企業の実態を把握。
- 給与総額の増加による上乗せ特例の要件は、**大法人の８割以上、中小法人の9割以上が達成**。
- 教育訓練費増加による上乗せ特例は、大法人で**３割弱**、中小法人で**１割弱**の適用に留まる。
- 一方で、現行、**僅かな教育訓練費の増加でも上乗せ特例の適用が可能**な状態。

【令和４年度・大法人向け（資本金１億円超）】

継続雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（2,761社）



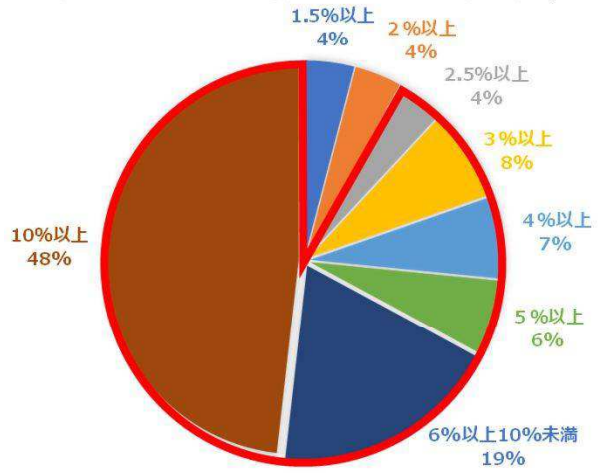
上乗せ要件以上の賃上げ
➡ 計83.2%

（注）資本金１億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人の内訳

継続雇用者の給与総額：
（基本要件）
対前年度増加率　**３%以上**
（上乗せ要件）
対前年度増加率　**４%以上**

【令和４年度・中小法人向け（資本金１億円以下）】

全雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（41,301社）

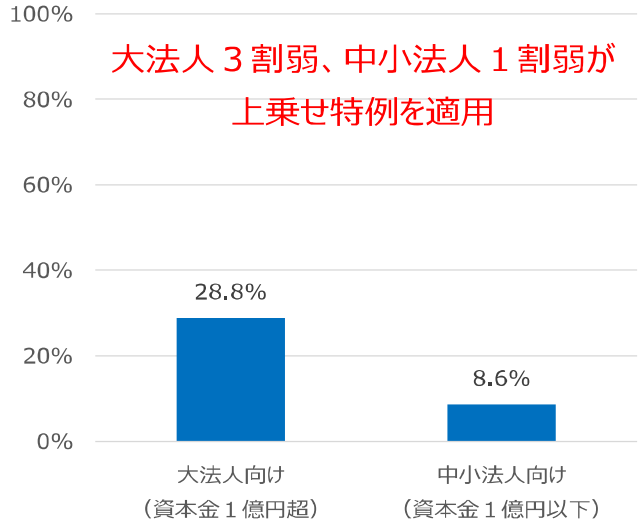


上乗せ要件以上の賃上げ
➡ 計92.0%

（注）資本金１億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人の内訳

全雇用者の給与総額：
（基本要件）
対前年度増加率　**1.5%以上**
（上乗せ要件）
対前年度増加率　**2.5%以上**

【令和4年度】教育訓練費の上乗せ特例適用企業の割合



【令和４年度】教育訓練費増加率別の上乗せ特例適用企業数の割合

【中小法人向け】（3,539社）



教育訓練費の上乗せ要件：
（大法人向け）
対前年度増加率　**20%以上**
（中小法向け）
対前年度増加率　**10%以上**

（注）中小法人向けは資本金１億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人

（出所）令和4年度改正の措置が適用される法人（令和４年４月1日以後に事業年度を開始した法人）の法人税の電子申告のデータを基に、財務省で作成

３．生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

⑴　戦略分野国内生産促進税制の創設

令和６年度税制改正大綱（抜粋）

令和５年１２月１４日
自　由　民　主　党
公　　明　　党

２．生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

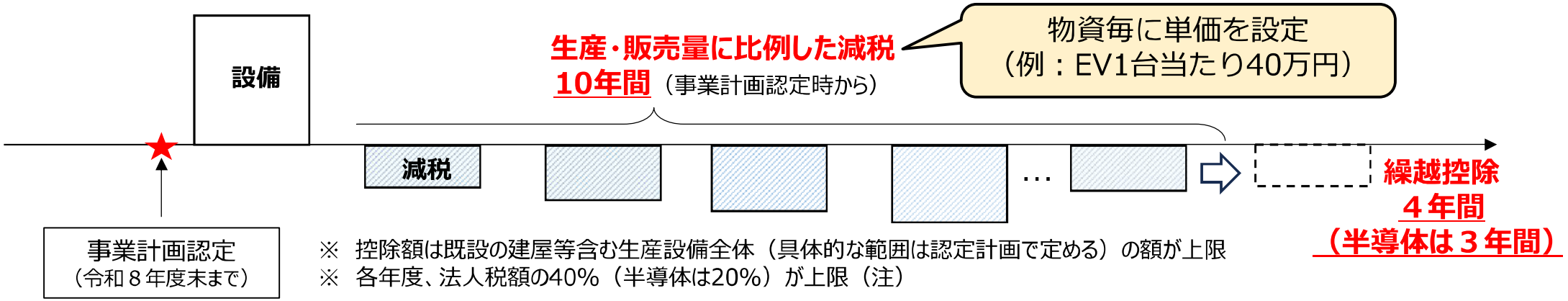
（１）戦略分野国内生産促進税制の創設

生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるため、中長期的な経済成長を牽引し、真にわが国の供給力強化につながる分野については、集中的に国内投資を促していくことが重要となる。そのための手段として、ＧＸ、ＤＸ、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくいが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設する。具体的な対象物資は、電気自動車等（蓄電池）、グリーンスチール、グリーンケミカル、ＳＡＦ（持続可能な航空燃料）、半導体とし、物資毎に単価を設定する。措置期間を通じた控除上限は、既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限として、当期の法人税額の40％（半導体については当期の法人税額の20％）との上限を設ける。企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、４年間（半導体は３年間）の税額控除の繰越期間を設ける。なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件とする。

ＧＸ分野に該当する物資に係る措置については、ＧＸ経済移行債を活用して財源を確保し、確保された財源の範囲内で税額控除を行う。本税制は、ＧＸ経済移行債という税制以外の枠組みの中で財源を確保するとの特殊な性格を持つものであるため、こうした特殊性を踏まえ、控除上限、措置年数、繰越年数等についても、これまでの投資減税の考え方からは一線を画した措置を講ずるものである。

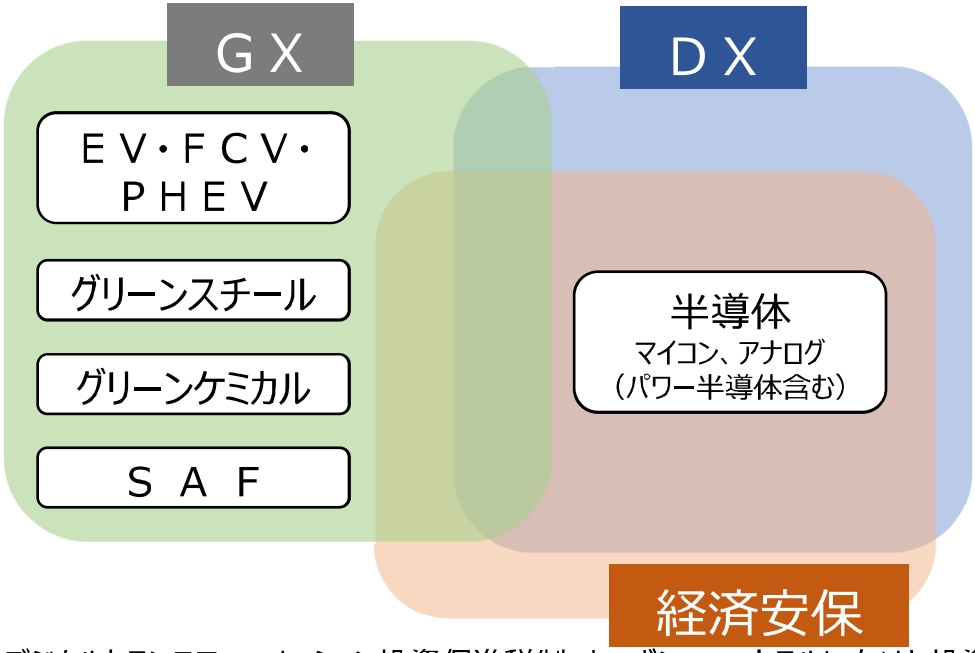
戦略分野国内生産促進税制

- 民間として事業採算性に乗りにくいが 、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる**GX・DX・経済安全保障**の戦略分野における**国内投資を促進**するため、**生産・販売量に応じて減税**を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



※ 控除額は既設の建屋等含む生産設備全体（具体的な範囲は認定計画で定める）の額が上限
※ 各年度、法人税額の40%（半導体は20%）が上限（注）

＜戦略分野に該当する物資＞



減税措置の実効性を高める措置

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない（繰越控除を除く）。

① 所得金額：対前年度比で増加
② **継続雇用者給与**等支給総額：
対前年度増加率**１%未満**
③ **国内設備投資額**：
当期の減価償却費の**４割以下**

（注）デジタルトランスフォーメーション投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制との合計

対象物資及び単位あたり控除額

物資		物資のスペック		単位あたり控除額※1
半導体		マイコン	28-45nm相当	1.6万円／１枚
			45-65nm相当	1.3万円／１枚
			65-90nm相当	1.1万円／１枚
			90nm以上	7千円／１枚
		アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円／１枚
			パワー（SiC・GaN）	2.9万円／１枚
			イメージセンサー	1.8万円／１枚
			その他	4千円／１枚
EV等	EV	乗用車・商用車（二輪は対象外）		40万円／1台
	FCV			40万円／1台
	軽EV・PHEV			20万円／1台
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品		2万円／1トン
グリーンケミカル		従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）に原料転換することで生産される化学品		5万円／1トン
SAF		ASTM（国際規格であり、航空機燃料の品質規格） D7566の規格を満たした航空機燃料		30円／1リットル

※1　競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（事業供用から8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。
※2　GX移行債の発行収入で減収補塡を行う物資（半導体以外）については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

⑵　特定税額控除規定の不適用の見直し

令和６年度税制改正大綱（抜粋）

令和５年１２月１４日
自由民主党
公明党

２．生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

（４）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

こうした認識の下、令和６年度税制改正では、賃上げ促進税制や国内投資促進税制（戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制、スタートアップ関連税制等）の強化を図ることとし、賃上げや投資に積極的な企業への後押しを行うこととしているが、その一方で、それらに消極的な企業に対しては、一定のディスインセンティブ措置により行動変容を促す取組みも行うこととしている。具体的には、戦略分野国内生産促進税制においては賃上げや設備投資の要件を設けることとし、また、イノベーションボックス税制においては、研究開発税制の見直しによるメリハリ付けをさらに強化することとしている。加えて、企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも国内投資にも消極的な企業に対しては、特定の租税特別措置の適用を停止する措置を強化することとしている。

こうしたメリハリ付けの観点とともに、財源の確保も重要である。巨額の財政赤字を抱えるわが国において、海外の制度を例に倣う際には、単に減税施策のみを模倣するのではなく、しっかりとした財源措置も同時に行うべきである。実際に、他の主要国では、大型の投資減税など企業行動の変容を促す減税措置を講ずる一方で、米国インフレ抑制法による大企業への15％の最低課税や自社株買い課税等による財政赤字削減、英国における法人税本則税率の引上げや欧州諸国における石油・ガス会社への課税など、しっかりとしたメリハリ付けや財源確保の取組みが行われているところである。

ＯＥＣＤ／Ｇ２０「ＢＥＰＳ（注）包摂的枠組み」においてまとめられた「第２の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

特定税額控除規定の不適用措置の見直し

・収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資に消極的な企業に対する働きかけを強化する観点から、**特定税額控除規定の不適用措置**について、適用期限を**３年間延長**するとともに、**要件を見直し。**

○　特定税額控除規定の不適用措置（税制措置）

適用期限：令和５年度末 ➡ 令和８年度末

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げ・投資に消極的な大企業（下記①～③の全てを満たす大企業）

①所得金額：対前年度比で増加

②継続雇用者の給与等支給額
- 大企業（下記以外の場合）：対前年度以下
- 大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率１％未満
- 大企業（常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率１％未満 【追加】

③国内設備投資額
- 当期の減価償却費の３割以下
- 大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、又は常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）：当期の減価償却費の**４割**以下 【追加】

不適用

租税特別措置
（以下の税額控除）

- 研究開発税制
- 地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制
- ５Ｇ導入促進税制
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

⑶　イノベーションボックス税制の創設

令和６年度税制改正大綱（抜粋）

令和５年１２月１４日
自由民主党
公明党

２．生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

（２）イノベーションボックス税制の創設

利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、わが国においても、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっている。こうした観点から、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する。

具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はＡＩ分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30％の所得控除を認める制度を設けることとする。これにより、対象所得については、法人税率約７％相当の税制優遇（法人実効税率ベースで見ると現在の29.74％から約20％相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとなる。本税制は、所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという、わが国で初の税制である。国際的に見ても、イノベーションボックス税制の創設は、Ｇ７ではフランス、イギリスに次ぐ３番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。

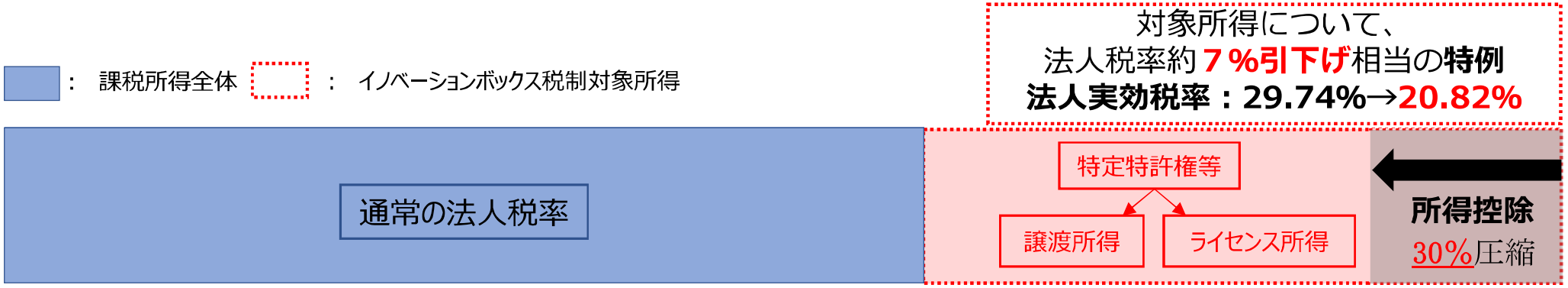
イノベーションボックス税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

他方、本税制と一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付けを行う。

イノベーションボックス税制

- 研究開発拠点としての**立地競争力強化**のため、**国内で自ら研究開発した知的財産権**から**生ずる一定の所得について、所得控除**を行う。
 - ➢ 対象知的財産　：特定特許権等（**特許権**、**AI関連**のプログラムの**著作物**のうち、一定のもの）
 ※令和６年４月１日以後に取得したもの
 - ➢ 対象所得　　：特許権譲渡等取引（特定特許権等の譲渡・貸付け、ライセンス）に係る一定の所得（注）
 - ➢ 所得控除率　　：**30%**
 - ➢ 措置期間　　：**７年間**（令和７年４月１日施行）

➡　イノベーションボックス税制の創設は、**Ｇ７ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ３番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資を後押し**していく。



（注）関連者及び海外への譲渡に伴う譲渡所得並びに関連者からのラインセンス所得を除く。

知的財産権から生ずる一定の所得

○　下記以外の場合

【当期の特許権譲渡等取引ごとに次の計算式により計算した金額の合計額】

$$\text{①　特許権譲渡等取引に係る所得の金額} \times \frac{\text{③　②の金額に含まれる適格研究開発費の額※の合計額}}{\text{②　当期及び前期以前（令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}$$

○　令和９年４月１日前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和７年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合

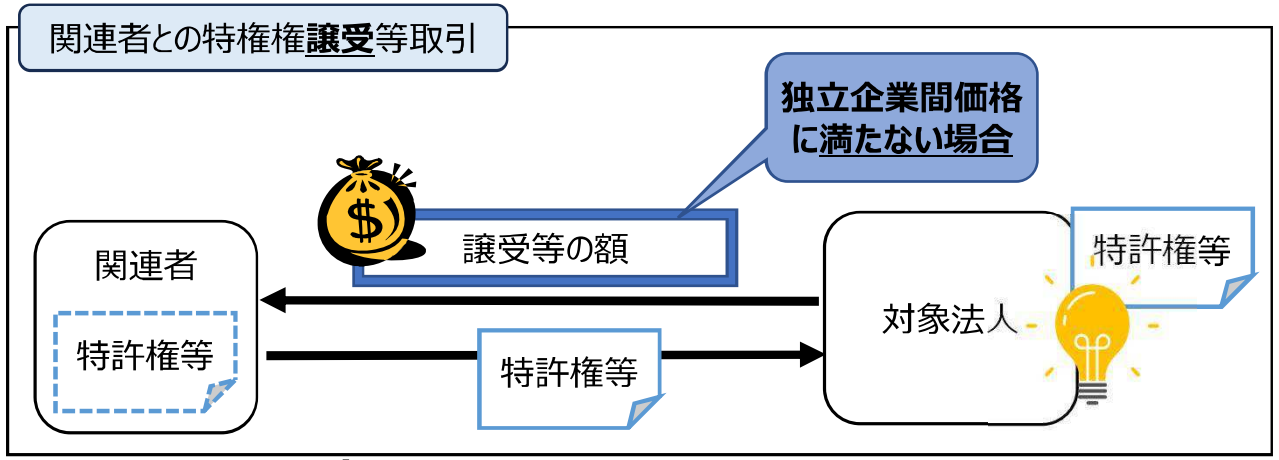
【次の計算式により計算した金額】

$$\text{①　当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額} \times \frac{\text{③　②の金額に含まれる適格研究開発費の額※の合計額}}{\text{②　当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額}}$$

※　適格研究開発費の額：上記計算式の②の研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。

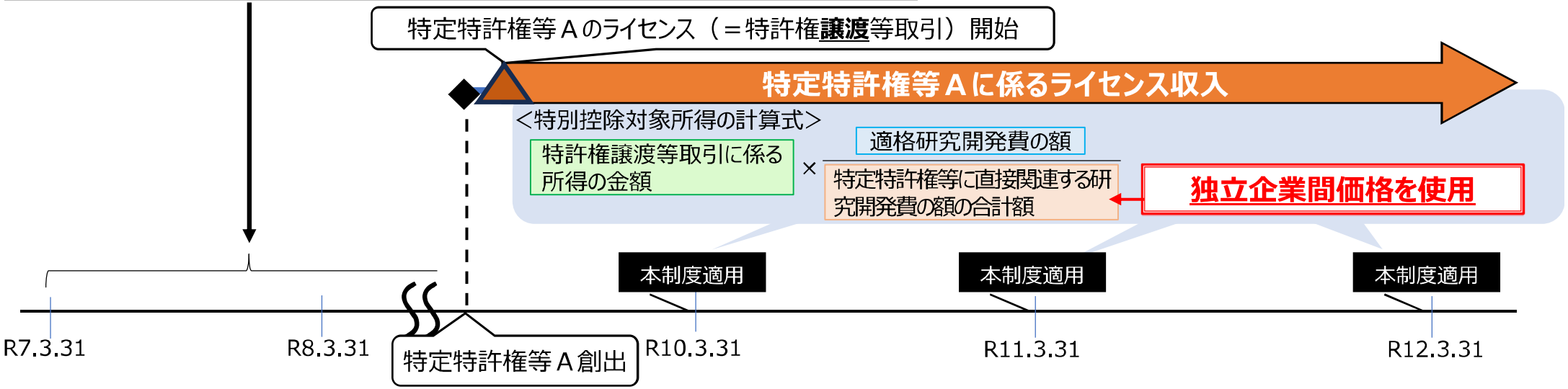
関連者と特許権譲受等取引を行った場合

○　イノベーションボックス税制の適用を受けようとする法人が、関連者との間で特許権譲受等取引（特定特許権等の取得・ライセンス料の支払）を行い、その関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たない場合は、本制度の適用について、その特権権譲受等取引は独立企業間価格で行われたものとみなす。
○　また、独立企業間価格を算定するために必要な書類を確定申告書の提出期限までに作成・取得し、保存しなければならない。



同時文書化義務

関連者と特許権譲受等取引を行った場合、その取引に係る独立企業間価格を算定するために必要な書類を、その取引を行った事業年度の確定申告書の提出期限までに作成・取得し、保存しなければならない。



（注1）関連者：対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係のある法人
（注2）関連者以外の法人を通じて関連者と行う特権権譲受等取引についても独立企業間価格に満たない場合は独立企業間価格とみなして、対象所得を計算する

⑷　研究開発税制の見直し

研究開発税制の見直し

○ 令和８年４月１日以後に開始する事業年度について、税額控除率の下限を見直し、研究開発費を減らしている場合の控除率を複数年かけて段階的に減らしていく（①令和８年度、②令和11年度、③令和13年度の３段階で実施）。
○ 令和７年４月１日以後に開始する事業年度について、制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する。

«改正前»

⑴ ⑵以外の場合（下限：１％）
１１．５％－（１２％－増減試験研究費割合）×０．２５

⑵ 設立年度である場合又は比較試験研究費の額が０である場合　８．５％

«改正後»

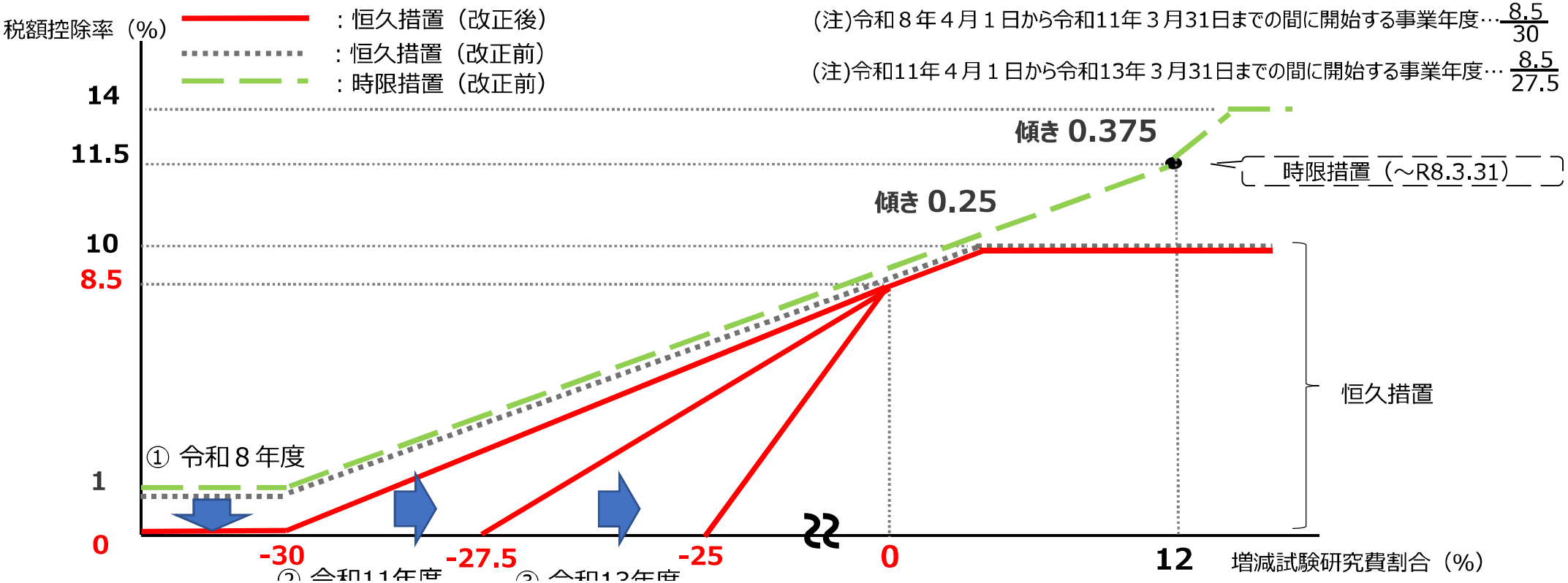
⑴ 増減試験研究費割合が０以上である場合（⑶を除く。）
１１．５％－（１２％－増減試験研究費割合）×０．２５

⑵ 増減試験研究費割合が０未満である場合（⑶を除く。）
８．５％－（その満たない部分の割合×$\frac{8.5}{25}$(注)）
（０に満たない場合は、０）

⑶ 同左

(注)令和８年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する事業年度…$\frac{8.5}{30}$

(注)令和11年４月１日から令和13年３月31日までの間に開始する事業年度…$\frac{8.5}{27.5}$



４．地域・中小企業の活性化

⑴　中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し

令和６年度税制改正大綱（抜粋）

令和５年１２月１４日
自由民主党
公明党

１．構造的な賃上げの実現

（３）合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引上げ

「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。こうした認識の下、令和６年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のＭ＆Ａを実施する場合には、積立率を現行の70％から最大100％に拡充し、据置期間を現行の５年から10年に延長する措置を講ずる。こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

○　今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、適用期限を３年延長したうえで、複数回のＭ＆Ａを実施する場合には、積立率を、改正前の70%から、２回目は90%、３回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の５年から10年とする措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

【適用期限（認定期限）：令和９年３月31日（３年延長）】



既存の措置

株式の取得価額の70%を損金算入

１社目

買い手：中小企業者のうち、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの
措置：経営力向上計画に従って行う一定の事業承継等（株式の取得に限る。）
取得価額の上限：10億円　**据置期間：**５年間　**均等取崩期間：**５年

中堅企業向けの措置（新設）

株式の取得価額の**90%**を損金算入

２社目

株式の取得価額の**100%**を損金算入

３社目以降

買い手：中堅企業者、中小企業者のうち特別事業再編計画の認定を受けた事業者
措置：特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（**株式の取得に限る**）
取得価額の上限：100億円
取得価額の下限：１億円
据置期間：10年間　**均等取崩期間：**５年
※ 過去５年以内において事業再編をしている必要あり（既存の措置の適用の有無は問わない。）。

中堅企業者

常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者で中小企業者以外の事業者

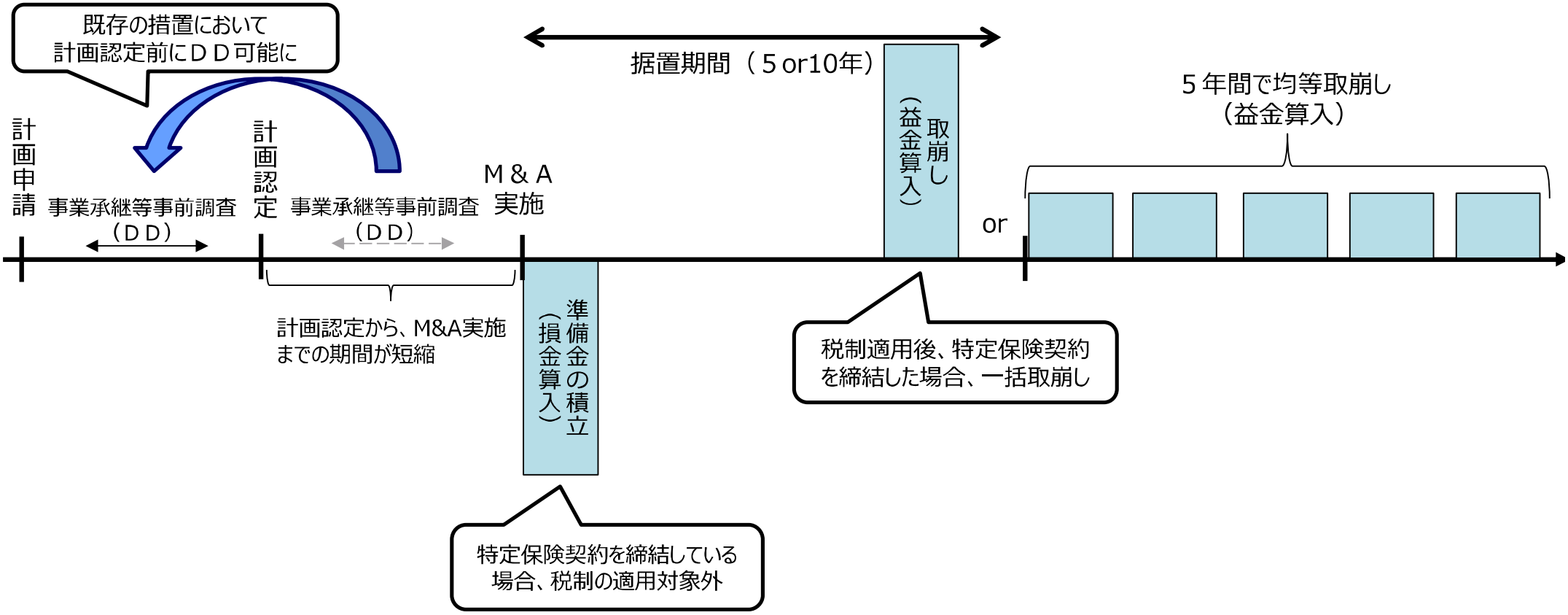
特別事業再編

事業再編のうち中小企業者又は中堅企業者で一定の事業再編を行ったことがあるものが、その事業再編以外の事業再編により、他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、吸収合併や株式の取得等により事業の全部又は一部の構造の変更を行うこと。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し

○　グループ化に向けた複数回のM&Aの措置を創設するほか、特定保険契約（支払限度額が５億円超の表明保証保険契約）を締結している場合、税制の対象外とし、また、税制適用後、特定保険契約を締結した場合、全額一括取り崩しとする。

○　その他、これまで計画認定後にしか行われていなかった事業承継等事前調査（DD）を計画認定前に行えるよう運用上の見直しを行い、M&A実施をスピーディに行えるようにする。



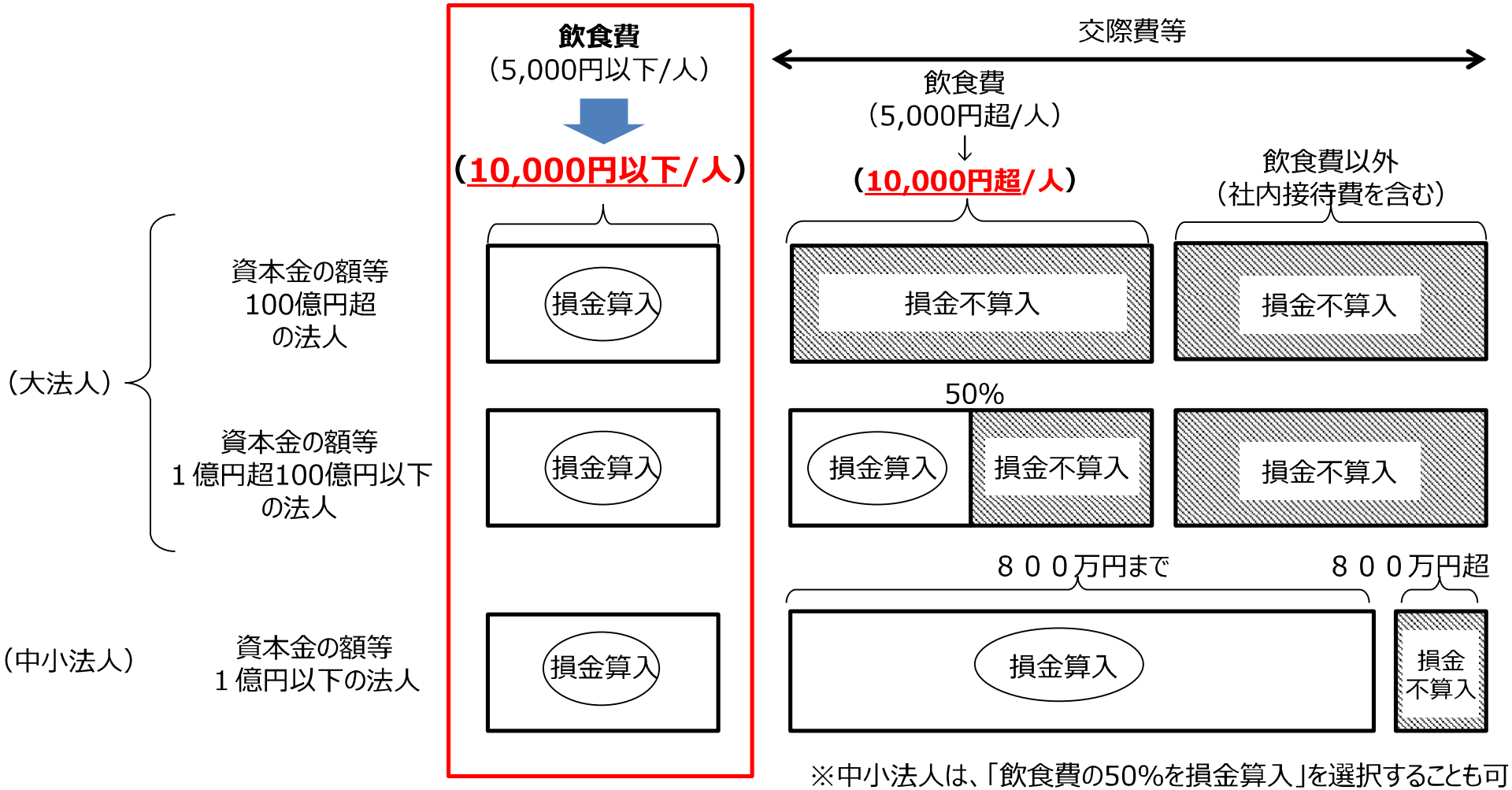
（参考）
事業承継等事前調査(DD)　：事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査

⑵　交際費等から除外される飲食費に係る見直し

交際費等から除外される飲食費に係る見直し

○　交際費等は損金不算入とされているが、 平成18年度税制改正により、会議費相当とされる一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されている。

○　今般、会議費の実態等を踏まえ、一人当たり5,000円以下とされていた飲食費の金額基準について、一人当たり10,000円以下まで引き上げることとされた（令和６年４月１日以後に支出する飲食費について適用する。）。



※中小法人は、「飲食費の50%を損金算入」を選択することも可

５．その他

⑴　法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し

実務対応報告第38号

資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い（抄）

平成30年３月14日
企業会計基準員会

結論の背景

Ⅲ．実務上の取扱い

１．暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理

（３）期末における暗号資産の評価に関する会計処理

（基本的な考え方）

36．ここで、活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、暗号資産交換業者が業務の一環として暗号資産販売所を営むために暗号資産を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する暗号資産は、いずれも暗号資産の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。なお、時価は市場価格に基づく価額と市場価格がない場合の合理的に算定された価額の2つに区分されているが（第4項(6)参照）、活発な市場が存在する暗号資産については、活発な市場における市場価格が存在することから、市場価格に基づく価額を時価として使用することになると考えられる。

38．以上より、暗号資産の評価基準については、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から、活発な市場が存在する暗号資産については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとし、活発な市場が存在しない暗号資産については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。

第514回企業会計基準委員会　議事概要　（令和５年11月14日開催）

Ⅳ　議事概要（抄）

（審議事項）

（1）実務対応報告「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等【公表決議】

（前略）

さらに、川西委員長より、当委員会として、暗号資産に関して、当初想定されていた主として決済手段としての利用等と比較した利用状況や保有の態様などの実態面の変化を踏まえ、必要に応じて今後の基準開発の検討を行っていくことについて説明がなされた。

（後略）

法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し

○　法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価することとされ、評価損益は課税対象とされている。令和５年度改正により、自己が発行し、その発行の時から継続して保有する暗号資産で一定のものについては、期末時価評価課税の対象外とされた。

○　今般、暗号資産について、当初は主に決済手段としての利用を想定していたところ、利用状況や保有の態様などの実態面の変化があったとの考えが示されたことを踏まえ、また、利用者保護の観点から移転制限付きの暗号資産の公表制度が整備されることを受け、法人が継続保有する暗号資産で以下の【要件】の全てに該当するものについて、期末時価評価課税を不要とする見直しを行う。

【改正前】

暗号資産保有者



活発な市場が存在する暗号資産

発行者以外の法人が保有する暗号資産は期末時価評価課税の対象

【改正後】

暗号資産保有者



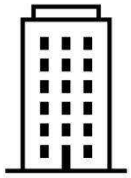
譲渡制限（①）

活発な市場が存在する暗号資産



通知等（②）

暗号資産交換業者



情報提供・公表義務

認定資金決済事業者協会



公表

法人が保有する暗号資産で以下の【要件】の全てに該当するもの（特定譲渡制限付暗号資産）の期末における評価額は、時価法又は原価法のうちその法人が選定した方法により評価した金額をもって、その時における評価額とすることとされた。

【要件】

① その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること等、**暗号資産の譲渡についての制限その他の条件が付されている**こと。

② その暗号資産につき、暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会（JVCEA）を通じて**①の条件が付されていることを公表するためのその暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること（詳細は次頁参照）。

（参考）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画　（令和５年６月16日閣議決定）【抜粋】

暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。

特定譲渡制限付暗号資産における公表手続

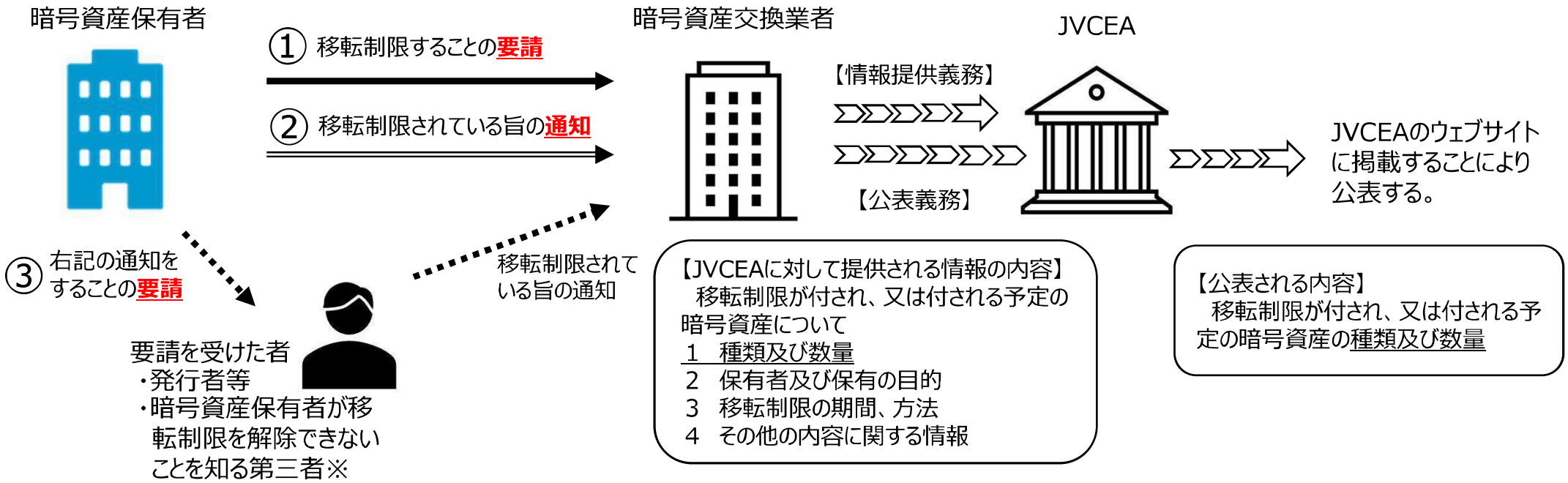
特定譲渡制限付暗号資産とは、譲渡についての制限その他の一定の条件（特定条件）が付されている暗号資産であって、暗号資産交換業者が認定資金決済事業者協会（JVCEA）を通じて特定条件が付されていることを公表するためのその暗号資産交換業者に対する特定条件通知（特定条件が付され、又は付される予定である旨の通知）その他の一定の手続が行われている暗号資産をいう。

具体的な手続きとしては、金融庁の内閣府令において以下のとおり定められている。

① 暗号資産の保有者による暗号資産交換業者に対する移転の制限を付すことの**要請**

② 暗号資産の保有者又はその**要請**を受けた者による暗号資産交換業者に対する移転の制限が付され、又は付されることが予定されている旨の**通知**

【特定譲渡制限付暗号資産における適切に公表するための手続のイメージ図】



※ 暗号資産保有者が移転制限を解除できないことを知る第三者とは、以下の者をいう。

○ 暗号資産を信託の信託財産とする措置を講ずる場合におけるその信託の受託者

○ 保有者のためにウォレットを管理する者が、そのウォレットを凍結する措置を講ずる場合におけるその管理する者

○ マルチ・シグネチャ方式で複数の秘密鍵を保有者と第三者が管理する等の措置を講ずる場合におけるその秘密鍵等を管理する者やその秘密鍵等を用いて署名する者

○ 保有者自身が、ロックアップコード等の技術的措置によって、一定期間暗号資産を移転できないようにする措置を講ずる場合におけるその技術的措置の状態を確認することができる者（暗号資産交換業者や信託銀行等）

⑵　適格現物出資の対象範囲及び対象資産等の内外判定の見直し

適格現物出資の対象範囲の見直し

【改正前】

内国法人が外国法人の本店等に国外資産等（国外にある事業所に属する資産（国内不動産等を除く。）又は負債）の移転を行う現物出資については、国内資産等の移転を行う現物出資に準ずるものを除き、適格現物出資の対象とされている。

※　内国法人が外国法人の本店等に国内資産等の移転を行う現物出資については、適格現物出資の対象外（非適格）とされている。

【改正後】

内国法人が外国法人の本店等に**無形資産等（※１）**の移転を行う現物出資について、**適格現物出資の対象から除く（非適格とする）**こととする（※２）。

※１　無形資産等とは、次の資産（その資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものに限る。）をいう。

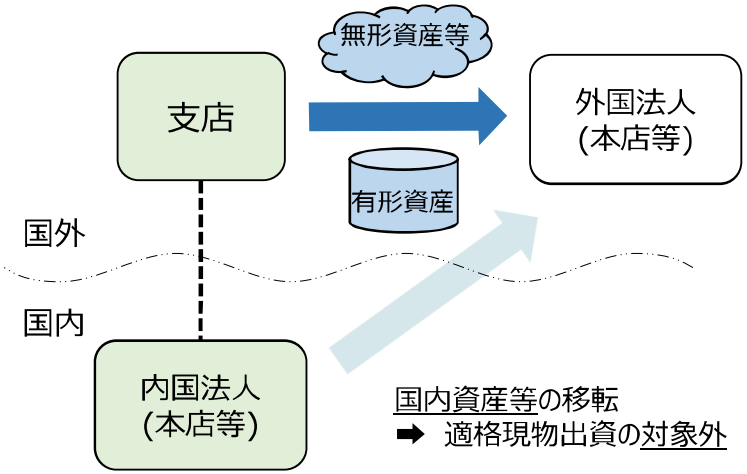
１　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

２　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

※２　令和６年10月１日以後に行われる現物出資について適用する。

【改正前】

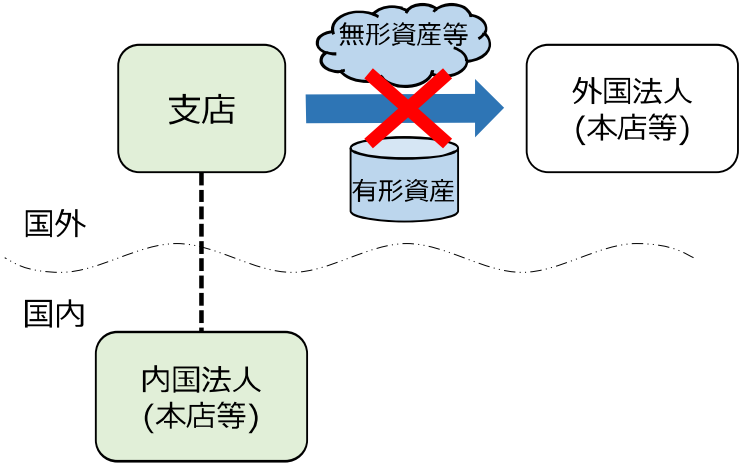
国外資産等の移転
➡ 適格現物出資の対象



国内資産等の移転
➡ 適格現物出資の対象外

【改正後】

国外資産等の移転
➡ 適格現物出資の対象
※ **無形資産等**を移転する場合は適格現物出資の**対象外**



無形資産等については、資産価値が形成された場所から容易に分離することができ、国外の事業所に属するとしても価値の創出の一部が国内において行われているという実態を踏まえ、内国法人の資産の含み益が国外へ持ち出されることによる課税上の弊害を防止する観点から、**無形資産等**の移転を行う現物出資について、**適格現物出資の対象から除く（非適格とする）**こととする。

適格現物出資の対象資産等の内外判定の見直し

【改正前】

適格現物出資の対象から除かれる現物出資に該当するかどうかは、以下のとおり、その現物出資により移転する資産又は負債が国内資産等又は国外資産等のいずれに該当するか（内外判定）によることとされている。

国内資産等：国内不動産等その他**国内にある事業所に属する**資産（25%以上を有する外国法人株式を除く。）又は負債
国外資産等：**国外にある事業所に属する**資産（国内不動産等を除く。）又は負債
「国内にある事業所」又は「国外にある事業所」のいずれに属する資産又は負債であるかは、原則として、現物出資により移転する資産又は負債が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記帳されているかにより判定する。

＜非適格の対象例＞
内国法人が外国法人の本店等に対して国内資産等を移転する現物出資 ➡ 適格現物出資の対象外（非適格）
外国法人が内国法人に対して国外資産等を移転する現物出資 ➡ 適格現物出資の対象外（非適格）

【改正後】

資産又は負債から生ずる所得の帰属先とその資産又は負債の帰属先を一致させることにより、適格現物出資における資産又は負債について、内外判定の執行上の安定を図るため、現物出資により移転する資産（国内不動産等を除く。）又は負債の内外判定については、いずれの「事業所に属する」かではなく、外国税額控除制度や国内源泉所得課税と同様に、「**法人の本店等を通じて行う事業に係るもの**」又は「**恒久的施設（ＰＥ）を通じて行う事業に係るもの**」のいずれに該当するかによることとする。

国内にある事業所に属する資産又は負債
➡ **内国法人の本店等**又は**外国法人の国内のＰＥを通じて行う事業に係る**資産又は負債
国外にある事業所に属する資産又は負債
➡ **内国法人の国外事業所等**又は**外国法人の本店等を通じて行う事業に係る**資産又は負債

※ 令和６年10月１日以後に行われる現物出資について適用する。

⑶　公益信託制度改革に伴う税制上の措置

公益信託制度改革に伴う税制上の措置

公益信託とは

委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度（大正11年第62号「公益信託ニ関スル法律」）

○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋）
「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」

背景・目的

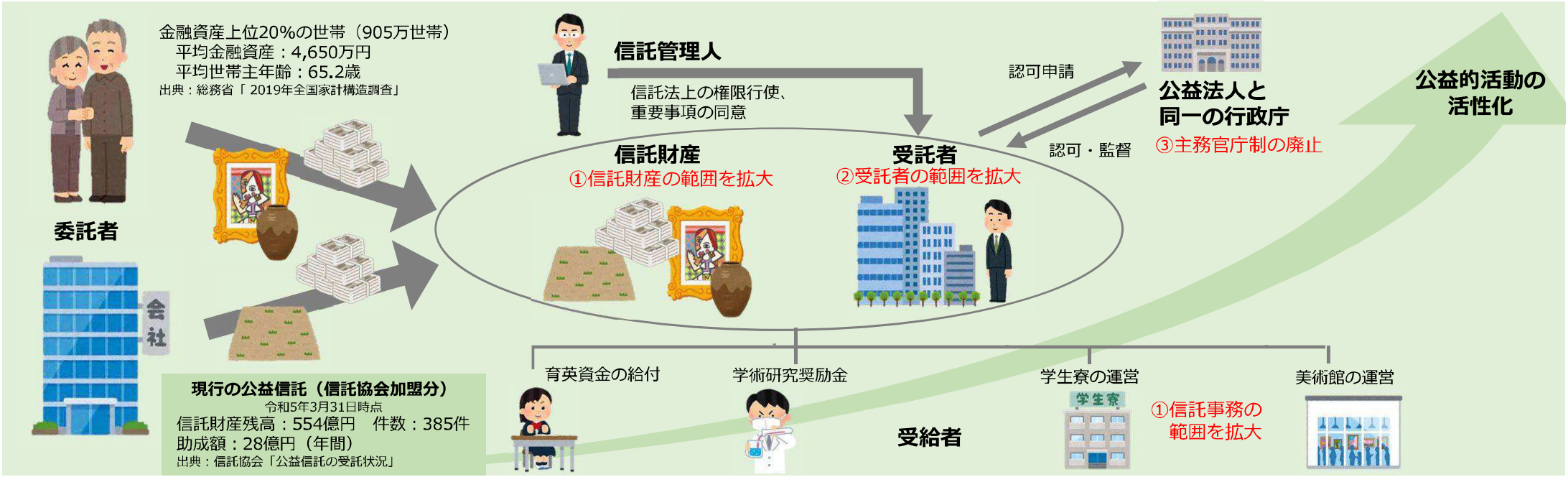
- **新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現のため**、平成31年法制審議会が示した要綱案を踏まえ、主務官庁制を撤廃し、**公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組み**とし、公益性を担保しつつ、**より使いやすい制度を構築する**ため、公益認定法の改正と合わせて**公益信託法の改正**を行う予定。
- 公益信託制度は公益法人制度と比べ、軽量・軽装備で**公益的活動に対し簡易に財産を拠出し得る手段**であり、公益活動における選択肢を増やすとともに、相互のシナジー効果も期待される。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）
「公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。」（１．インパクトスタートアップに対する総合的な支援策　⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大）
「公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。」「このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。」（２．社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援　①公益法人の改革）

措置内容

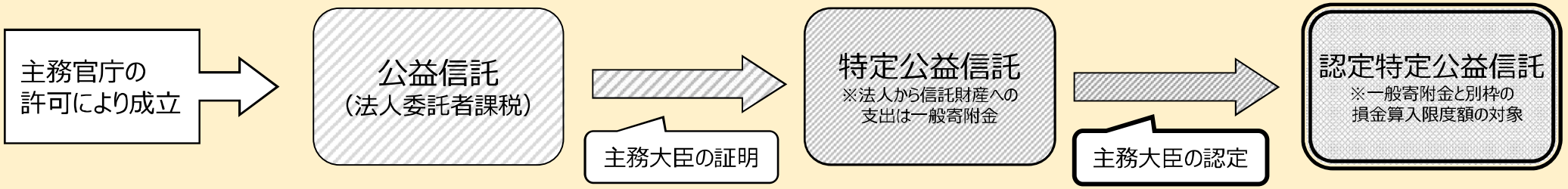
① 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課税しないこととする。
② 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、別枠の損金算入限度額の対象とする。

新しい公益信託制度のイメージ　改正のポイント：①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止



現行の（認定）特定公益信託の証明・認定基準と新たな公益信託の認可基準との比較

【現行の公益信託の仕組み】



	特定公益信託の主務大臣の証明・認定基準	新たな公益信託の行政庁の認可基準
信託の終了・清算の扱い	・信託終了時に信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は類似目的の公益信託として継続すること。 ・合意による信託の終了ができないものであること。	・類似の公益事務を目的とする公益信託の受託者、類似の公益目的事業を目的とする公益法人等、国等を帰属権利者とする旨を定めているものであること。 ・残余財産の帰属が定まらないときは、国庫等に帰属する。 ・信託行為に別段の定めがあるときを除き、合意による公益信託の終了はできない。
受入れ財産	受け入れる信託財産は、金銭に限ること。	―
運用方法	信託財産の運用は、預貯金等に限られること。	―
受託者の監督	信託管理人が指定されるものであること。	・信託管理人となるべき者を指定する定めを定めなければならない。 ・信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること。
信託財産の処分	・信託財産の処分を行う場合は、学識経験者の意見を聴かなければならないこと。 ・信託管理人及び上記の学識経験者の報酬の額は、その任務遂行のために通常必要な費用の額を超えないこと。 ・信託の受託者の報酬の額は、信託事務の処理に通常必要な額を超えないこと。	・公益信託関係者又は株式会社等に対し信託財産から特別の利益を与える行為を行わないものであること。 ・公益信託事務について、収支の均衡が図られる見込みがあること。 ・信託報酬及び信託管理人の報酬について、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。　等
認定特定公益信託の要件	①教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定の分野を目的とする特定公益信託で、②その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたものであること（認定から５年以内のもの）。	・公益事務を行うことのみを目的とするものであること。 ・存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものであること。

⑷　買戻条件付種類株式の課税上の取扱いの明確化

買戻条件付種類株式の課税上の取扱いの明確化

国税庁文書回答事例の照会文書より抜粋

(1) 内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（略）又は譲渡損失額（略）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされており（法法61の２①）、その譲渡の時における通常得べき対価の額、すなわち時価が問題となるところ、この時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額、すなわち客観的な交換価値をいうものと解されています。

　また、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、一般に合理的なものとして是認されると考えられています。

(2) 種類株式等に関する権利の内容は様々なものが考えられ、これらの税務上の評価については、特定のものを除いて明確な取扱い等がなく、また、譲渡価額の計算方法等についても明らかにされているものはないため、本件種類株式の買戻条件に基づくＹ社からＸ社への譲渡について、それが税務上、低廉譲渡等に該当するのではないかとの疑問も生ずるところです。

　この点、本照会においては、買戻しの請求時の価額として、Ｘ社及びＹ社と資本関係や取引関係等の利害関係がない株式評価実務において専門性を有する第三者であるＺ社により、上記２(4)ロを前提として本件種類株式の価額算定が行われており、これを参酌しつつ、本件種類株式に係る取引以外の取引関係がないＸ社とＹ社との間において合意された価額に基づき買戻しが行われますので、このようにして取り決められた買戻価額による譲渡は、原則として、税務上、低廉譲渡等に該当することはないと考えられます。

詳細については、国税庁ＨＰにてご確認ください。

⑸　消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等

消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等

⑴　仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用は、一定の帳簿と請求書等の保存が要件とされているが、一定の取引については、帳簿に①課税仕入れの相手方の住所・所在地と②特例対象である旨の記載をすることで、請求書等の保存がなくても仕入税額控除を可能とする特例が設けられている。

本特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（３万円未満の少額なものに限る。）については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載を不要とする。

（注）上記は、令和６年４月１日から適用する。なお、同日前においても、運用上、その記載を求めないこととする。

⑵　簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化を図る。具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税額等は生じないが、簡易課税適用者は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえて、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10（108分の８）相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の所要の見直しを行う。

（注）２割特例適用者も同様の取扱いとする。

⑴　仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

«帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項»

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- 対価の額
- **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**

（**国税庁長官が指定**するものについては、住所等の記載は不要）

- 特例の対象となる旨

（改正後）

自販機や証票が回収される取引（３万円未満の少額なものに限る。）について、住所等の記載を不要とする。

⑵　簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

免税事業者から110万円の車両を仕入れた場合

【仕訳（原則）】

車両　110万円　/　現金110万円

※　この仕訳を行うためには、仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要がある。

継続適用を要件に以下の仕訳にできることとする。

【仕訳】

車両	100万円	／	現金110万円
仮払消費税額等	10万円		

※ 仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要なし
（インボイス導入前と同様の取扱い）

５．その他租税特別措置

⑴　生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設

生産方式革新事業活動用資産等の特別償却制度の創設

○　スマート農業技術を活用した生産・流通・販売方式の変革を促す観点から、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律を制定し、生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等又は認定農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者若しくは食品等事業者が一定の基準に適合した設備（生産方式革新事業活動用資産等）の取得等をした場合に、特別償却ができる措置を創設する（３年間の時限措置）。

生産方式革新実施計画

【農林水産大臣による認定要件】

✓　基本方針に照らして適切なものであること
✓　計画に係る生産方式革新事業活動が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること　等

【税制の適格要件（認定時に併せて確認）**】**

（農業者等の場合）

✓　スマート農業技術を組み込んだ機械装置のうち７年以内に販売されたモデルであること
✓　上記機械装置と一体的に導入された設備のうちスマート農業技術の効果の発揮に必要不可欠なものであること　等

（スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者である場合）

✓　生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、計画に係る農業者等が行う農業に係る総作付面積又は総売上高の概ね８割以上を占めること　等

※　申請者は生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等であるが、スマート農業技術活用サービスの提供を行うスマート農業技術活用サービス事業者や農産物等の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入を行う食品等農業者が行うその生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め計画の認定を受けることが可能

税制措置の内容

＜農業者等の場合＞

対象設備	特別償却率
機械装置、器具備品	32%
建物等、構築物	16%

＜スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者の場合＞

対象設備	特別償却率
機械装置	25%

（参考）
生産方式革新事業活動：農業者等が、スマート農業技術を活用して行う農産物の生産等を相当規模で行うことにより、農業の生産性を相当程度向上させること

＜対象設備のイメージ＞

自動走行トラクター



自動運転田植機



農業用ドローン



⑵　カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充等

○ カーボンニュートラルの実現に向けて企業の脱炭素化投資を加速するため、生産工程効率化等設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直すとともに、脱炭素化に果敢に取り組む中小企業に対して、その取組を強力に後押しする観点から、高い税額控除率を措置する。

○ 投資の検討から投資判断にいたるまでの期間や投資から設備の稼働まで一定の期間が必要であることを踏まえ、税制の適用期限を計画の認定期限（令和８年３月31日）とし、その認定を受けた日から３年以内に取得する対象資産について適用する。

○ 対象資産について、一定の鉄道用車両を加え、需要開拓商品生産設備並びに照明設備及び対人空調設備等を除外する。

○ エネルギー起源二酸化炭素排出量の計算から、電力会社の契約メニューの切替えやクレジット購入による影響を除外する。

事業適応計画

【計画の主務大臣の認定】

１．脱炭素化を加速する製品を生産する設備（需要開拓商品生産設備）⇒【改正後：除外】

２．生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（生産工程効率化等設備）

（計画の認定要件）
事業所等の炭素生産性（付加価値額÷エネルギー起源二酸化炭素排出量）の目標が、３年以内に７％又は10%**【改正後：15%又は20%（中小企業については、10%又は17%）】**以上向上を満たす計画であること

等

（注）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

課税の特例の内容

● 認定された計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講ずる。

１．需要開拓商品生産設備⇒【改正後：除外】

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	１０％	５０％

２．生産工程効率化等設備

対象設備＊	税額控除	特別償却
機械装置 器具備品 建物附属設備 構築物 【改正後：一定の鉄道車両】	５％（改正前と同じ） **【改正後：中小企業は10%】**	５０％
	【目標が10%以上向上の場合】 **⇒【改正後】** **大企業：目標が20%以上向上：**１０％（改正前と同じ） **中小企業：目標が17%以上向上：14%**	

（＊）導入される設備が事業所の炭素生産性の１％向上が必要。

※設備投資総額の上限：５００億円

（注１）税額控除の上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の２０％。

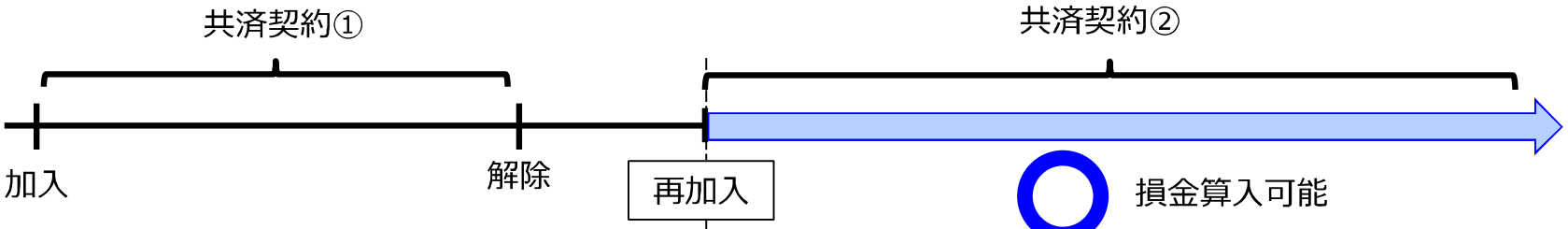
（注２）令和６年４月１日前に認定の申請がされた事業適応計画（同日以後の変更の申請に基づき変更認定があったものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備については、適用しない。

⑶　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し

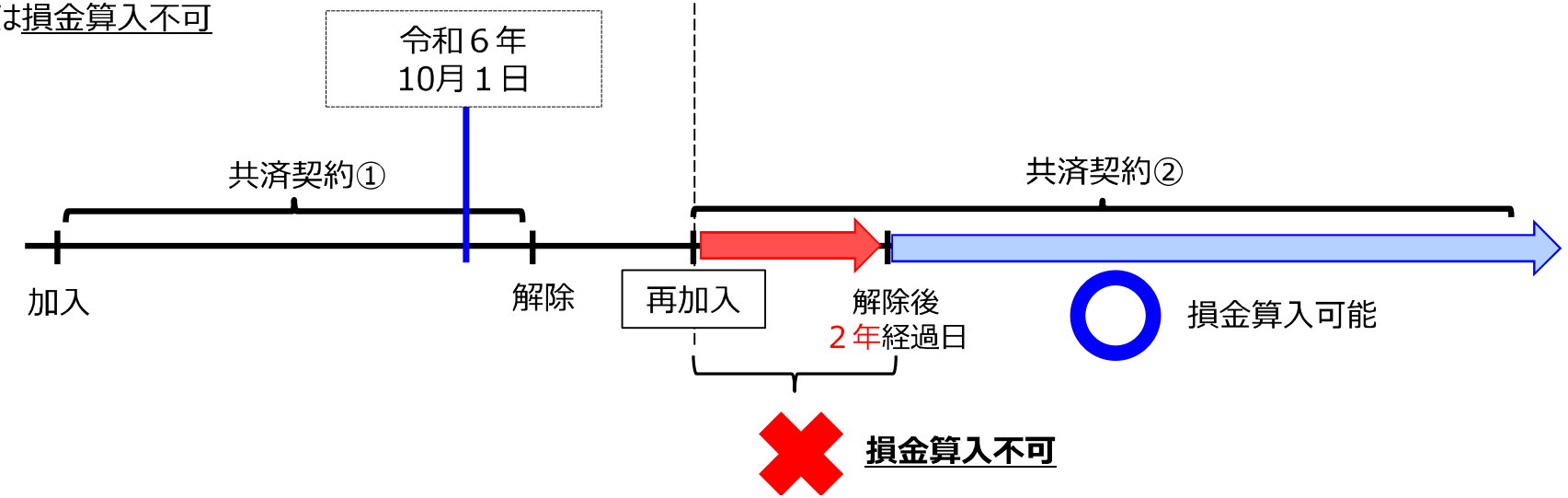
中小企業倒産防止共済事業に係る措置について

【改正の概要】
・ 中小企業倒産防止共済は、40月分以上の納付を行えば、その掛金の全額を解約手当金として受け取ることができる貯蓄的性格を有している。この共済に加入する事業者において、本特例を適用して共済掛金の支出時にその支出した金額を全額損金算入して所得の金額を圧縮できる一方で、多額の欠損が見込まれる事業年度に、共済契約を解除して解約手当金を受領し、欠損と相殺するという節税を目的として解除と加入を繰り返す事業者が存在することから、中小企業倒産防止共済法の共済契約（共済契約①）の解除があった後同法の共済契約（共済契約②）を締結した場合には、その解除の日から同日以後２年を経過する日までの間に支出するその共済契約（共済契約②）に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする。
※ 令和６年10月１日以後の共済契約の解除について適用する。

【改正前】
解除、再加入時期にかかわらず支出時損金算入可能



【改正後】
再加入後２年間は損金算入不可

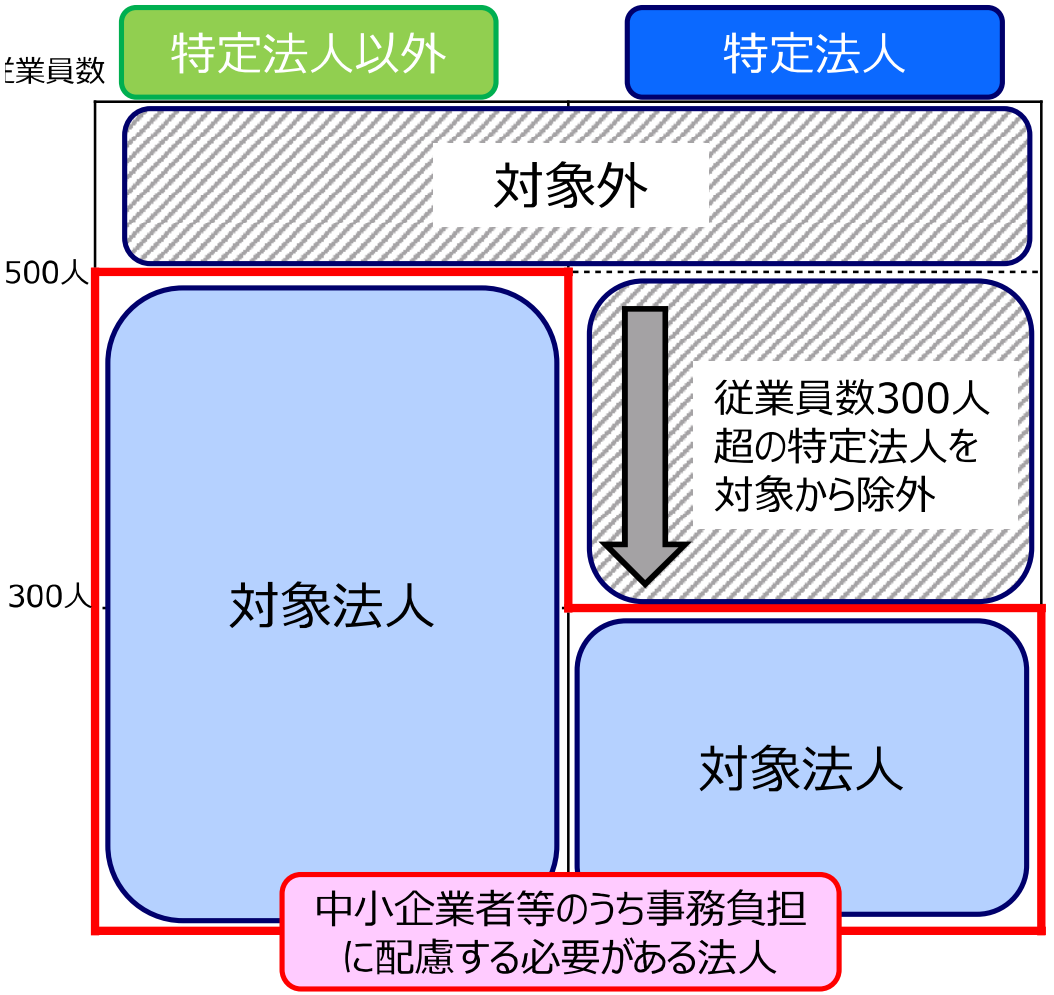


⑷　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

○　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（通算法人を除く。）のうち常時使用する従業員の数が500人以下の法人が、少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるもの）※の取得等をした場合には、取得等の時において、その取得価額の全額を損金算入できる。

○　対象法人から、特定法人（電子申告義務化法人）のうち常時使用する従業員の数が300人超である法人を除外したうえで適用期限を２年間延長（改正後：令和８年３月31日）。



取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入 （即時償却） ※　合計で年300万円まで
20万円未満	３年間で均等償却 （残存価額なし） 〔一括償却資産の損金算入〕
10万円未満	全額損金算入 （即時償却）

※貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものは対象資産から除外

特定法人（電子申告義務化法人）
⑴資本金１億円超の法人　⑵通算法人　⑶相互会社
⑷投資法人　⑸特定目的会社

※　具体的には、出資金１億円超の農業協同組合等（⑴）、相互会社（⑶）又は資本金１億円以下の投資法人・特定目的会社（⑷・⑸）のうち、従業員数300人超500人以下のものが対象から除外されることとなる。

⑸　租税特別措置の見直し

租税特別措置の見直し

○　見直しの対象となった措置（27項目）のうち、１項目は「廃止」、２２項目は「縮減を伴う見直し」

① 研究開発税制※	**縮減**（控除率の見直し、適用要件の見直し等）
② 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	**縮減**（対象事業の見直し等）
③ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	**縮減**（償却率・控除率の見直し、対象事業の見直し）
④ 地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制※	**縮減＋一部拡充**（控除率の上乗せ措置を追加、適用要件の見直し）
⑤ 地方拠点強化税制（オフィス減税）	**縮減＋一部拡充**（対象施設の追加、取得価額要件の見直し等）
⑥ 地方拠点強化税制（雇用促進税制）	**縮減＋一部拡充**（適用期間の緩和、対象雇用者数・適用要件の見直し等）
⑦ 中小企業経営強化税制※	**縮減**（対象資産の見直し）
⑧ 賃上げ促進税制	**縮減＋一部拡充**（控除率・上乗せ要件の見直し、繰越控除制度の創設等）
⑨ ５Ｇ導入促進税制※	**縮減**（適用要件の見直し）
⑩ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除	**縮減＋一部拡充**（戦略分野国内生産促進税制の創設、カーボンニュートラル投資促進税制の見直し等）
⑪ 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	**縮減**（対象資産の見直し）
⑫ 特定地域における工業用機械等の特別償却	**縮減**（奄美群島に係る措置の廃止）
⑬ 輸出事業用資産の割増償却	**縮減**（対象資産の見直し）
⑭ 倉庫用建物等の割増償却	**縮減**（対象施設・適用要件の見直し）
⑮ 海外投資等損失準備金	**縮減**（対象株式の見直し）
⑯ 中小企業事業再編投資損失準備金	**縮減＋一部拡充**（新類型の追加、適用要件・取崩し要件の見直し）
⑰ 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	**縮減**（控除率の引下げ、対象事業の見直し）
⑱ 技術研究組合の所得の計算の特例	**縮減**（対象資産の見直し）
⑲ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例※	**縮減**（適用要件の見直し）
⑳ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	**縮減**（対象法人の見直し）
㉑ 特定の協同組合等の法人税率の特例※	**縮減**（適用要件の見直し）
㉒ 認定株式分配に係る課税の特例	**縮減**（適用要件の見直し）
㉓ 交際費等の損金不算入	**拡充**（飲食費の金額基準の引上げ）
㉔ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	**単純延長**
㉕ オープンイノベーション促進税制	**単純延長**
㉖ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却※	**廃止**
㉗ 特定の医療法人の法人税率の特例※	その他（適用要件の明確化）

（注）期限なし及び期限未到来の措置については、※印を付している。